

# 造 林 事 業 請 負 入 札 説 明 資 料

(仙台・根白石・作並・川崎地区、下刈外)

## 最低落札方式

令和7年3月28日

仙台森林管理署

## 造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 造林事業請負（仙台・作並・根白石・川崎地区、下刈外）
- 2 事業場所 宮城県仙台市青葉区大倉字横川岳国有林 101 林班ち 2 小班外
- 3 事業量 下刈 17.32ha、保育間伐（存置型） 3.83ha、歩道整備 37.49km
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 10 月 31 日まで  
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は別紙 1 のとおり
- 5 請負金額 金 円也  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額  
金 円也）
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。  
（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証	第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証	第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結	第 4 条第 1 項第 5 号
×	支給材料及び貸与品	第 15 条
	部分払 回以内	第 38 条
	前金払 分の 以内	第 35 条第 1 項
	中間前金払	第 35 条第 3 項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第 40 条

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

- 8 特約事項  
別紙 2 のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年3月28日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 宮城県仙台市青葉区東照宮一丁目15番1号  
分任支出負担行為担当官  
仙台森林管理署長

印

請負者 住所

氏名

印

注：林令は、令和 7 年 4 月 1 日時点のものである。

番号	作業種及び 作業手段	林小班	面積 (数量)	単位	林令	事業期間	担当区	備考
1	下刈 機械 筋刈	101 ち2	1.62	ha	2	契約日の翌日 から9/19まで	根白石	
2	下刈 機械 全刈	101 ち3	0.75	ha	2			
3	下刈 機械 筋刈	101 ち8	1.87	ha	2			
4	下刈 機械 全刈	101 ち9	0.92	ha	2			
5	下刈 機械 筋刈	110 は1	4.86	ha	2			刈幅 1.7m 植栽密度1,900本/ha
6	下刈 機械 全刈	211 と2	4.89	ha	5			
7	下刈 機械 全刈	222 へ	2.41	ha	3			
	計		17.32	ha				
1	保育間伐 (存置型) 人 力	209 い1	3.83	ha	52	契約日の翌日 から10/17まで		定性間伐 伐採率：19%
	計		3.83	ha				
1	歩道整備 機械	4	2.42	km	-	契約日の翌日 から10/31まで	根白石	図面①：96～116 森林施業上の理由により、着手 時期については監督職員の指示 に従うこと
2	歩道整備 機械	16 外	3.58	km	-			図面②：21補1の1～84の42、2～ 15 森林施業上の理由により、着手 時期については監督職員の指示 に従うこと
3	歩道整備 機械	22	0.60	km	-		仙台	図面③：36～49
4	歩道整備 機械	23	0.90	km	-			図面④：1～49
5	歩道整備 機械	24	1.05	km	-			図面⑤：252～381
6	歩道整備 機械	25	0.99	km	-			図面⑥：16～60、71～71 の1、74～74の1
7	歩道整備 機械	27 外	1.97	km	-			図面⑦：214～348
8	歩道整備 機械	29	0.95	km	-			図面⑧：95～157
9	歩道整備 機械	40	2.87	km	-			図面⑨：14～96、14の1～ 30の2

番号	作業種及び 作業手段	林小班	面積 (数量)	単位	林令	事業期間	担当区	備考
10	歩道整備 機械	41 外	6.10	km	-	契約日の翌日 から10/31まで	仙台	図面⑩ : 43~4ニ178
11	歩道整備 機械	53 外	0.29	km	-		作並	図面⑪ : 1~11
12	歩道整備 機械	55	1.84	km	-		仙台	図面⑫ : 31~69
13	歩道整備 機械	78	1.93	km	-	契約日の翌日 から9/30まで		図面⑬~⑭ : 158~131、3~2ホ1 森林施業上の理由により、着手 時期は監督職員の指示に従うこ と。
14	歩道整備 機械	79	3.24	km	-			図面⑭ : 30~50ノ1
15	歩道整備 機械	80	1.51	km	-			図面⑮ : 1ホ1~1イ
16	歩道整備 機械	81	1.07	km	-			図面⑯ : キテン~50、51 ~104
17	歩道整備 機械	83	4.27	km	-			根白石
18	歩道整備 機械	110 外	1.91	km	-			
	計		37.49	km				

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

# アフリカ豚熱ウイルスの侵入防止にご協力をお願いします。

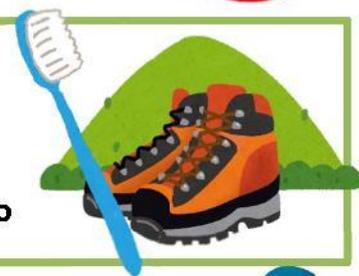


1

肉を含む食品は、  
野外で絶対に捨てないでください！

2

靴の土は入山前、下山時にしっかり  
落とし、タイヤの洗浄をしましょう。



3

家畜がいる施設や野生イノシシ  
の罠や柵に近寄らないようにしましょう。



4

消毒ポイントや洗浄ポイント  
では指示に従ってください。



5

イノシシの死体を見つけたら  
管轄の自治体に連絡して下さい。











# 造林事業特記仕様書

# 造林事業記録写真仕様書

## (写真の提出)

- 1 作業記録写真は、地拵、植付、仮植、各保育作業の管理に役立たせるために撮影するものであり、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければならない。  
なお、提出部数については、造林事業については2部、治山事業については3部、提出するものとする。

## (準備器材)

- 2 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
  - ア 写真機（予備を用意しておく）
  - イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。
  - ウ 植付苗木の規格を測定する際には、スケール等を使用する。

## (写真撮影)

- 3 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
  - ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
  - イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
  - ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ(7.6cm×11.2cm)以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
  - エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
  - オ 作業前、作業中、作業後の状況を、全箇所(小班)を撮影することとする。

## (写真整理)

- 4 撮影箇所毎(作業前・作業中・作業後)に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

## (デジタル写真)

- 5 デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
  - ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
  - イ 記録形式はJ P E Gとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。
  - ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
  - エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

## (その他)

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

# 下刈作業仕様書

## (放射線障害防止措置)

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

## (区域の標示)

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

## (刈払い)

- 3 刈払いに際しては、植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。
  - (1) 植栽木等の生育に支障となるササ、雑草木、つる類、その他の植生を除去するため、全刈を行わなければならない。  
ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。  
また、溪畔周辺については、草類のみを刈払い、灌木類については刈払わないこと。
  - (2) 刈払いの方向は、植栽木の折損を防止するため、植列に沿って行うが具体的には監督職員の指示に従わなければならない。
  - (3) 刈高は周辺植栽木の高さ1/3以下とすること。
  - (4) 植栽木等にかからまっているつる類は根元から取り除くこと。
  - (5) 二又以上の植栽木等を発見した時は、生育旺盛な、形質のよいものを残して1本立てとし、分かれ目をできるだけ短くして切除しなければならない。
  - (6) 検査の支障とならないように(部分)完了届を提出し(月2回程度)、部分検査を受けなければならない。また、2回刈作業の場合は、1回目刈払い終了後の(部分)完了検査を受けてから着手しなければならない。

## (苗木の許容損傷率)

- 4 下刈作業における苗木の許容損傷率は下記のとおりとする。

樹種	林令						
	1(2)	2(3)	3(4)	4(5)	5(6)	6(7)	
スギ	8%	8%	6%	6%	4%	4%	
カラマツ	8	8	6	6	4	4	
その他針	8	8	6	6	4	4	
広葉樹	8	8	6	6	4	4	

林令( )は秋植の場合

- 5 上記の許容損傷率を超えた場合は、その超えた率に応じて、調査の上当局で定める幼齢補償により算定した額を損害賠償として請求するものとする。  
ただし、許容損傷率を確保するに見合う苗木(林齢相当)本数を、請負者が補植出来る場合には、損害賠償を請求しないものとする。(植栽時期を考慮して植付を実行するが具体は署の指示による)

## (作業歩道の作設)

- 6 作業歩道は、幅員0.5mの刈払いを行い、歩行に支障のないように刈払い物を取り片付けしなければならない。

## (有用天然木の範囲)

- 7 針葉樹ーヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等  
広葉樹ーブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、  
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

## (その他)

- 8 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

## 下刈（筋刈）作業仕様書

### （放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

### （区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

### （刈払い）

- 3 刈払いに際しては、植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。
- (1) 植栽木等の生育に支障となるササ、雑草木、つる類、その他の植生を除去するため、下記の 4 刈り払い仕様に従い筋刈りを行わなければならない。  
ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。  
また、溪畔周辺については、草類のみを刈払い、灌木類については刈払わないこと。
  - (2) 刈払いの方向は、植栽木の折損を防止するため、植列に沿って行うが具体的には監督職員の指示に従わなければならない。
  - (3) 刈高は周辺植栽木の高さ 1/3 以下とすること。
  - (4) 植栽木等にかからまっているつる類は根元から取り除くこと。
  - (5) 二又以上の植栽木等を発見した時は、生育旺盛な、形質のよいものを残して 1 本立てとし、分かれ目をできるだけ短くして切除しなければならない。
  - (6) 検査の支障とならないように（部分）完了届を提出し（月 2 回程度）、部分検査を受けなければならない。また、2 回刈作業の場合は、1 回目刈払い終了後の（部分）完了検査を受けてから着手しなければならない。

### （刈払い仕様）

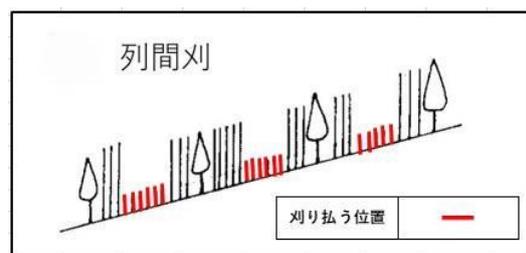
- 4 刈り払いについては、植栽木の列間を刈り払うこととする。  
【必要に応じて追記】また、傾斜 15° 以上の場合、筋刈は等高線上の列間刈を基本とする。

#### 【刈り払いイメージ】

刈り幅については下記のとおりとする。

刈払方法	刈幅	その他
筋刈	事業内訳書に記載	

【植栽本数に応じて、刈幅を変更する】



### （苗木の許容損傷率）

- 5 下刈作業における苗木の許容損傷率は下記のとおりとする。

樹種	林令	1 (2)	2 (3)	3 (4)	4 (5)	5 (6)	6 (7)
		スギ	8 %	8 %	6 %	6 %	4 %
カラマツ		8	8	6	6	4	4
その他針		8	8	6	6	4	4
広葉樹		8	8	6	6	4	4

林令（ ）は秋植の場合

- 6 上記の許容損傷率を超えた場合は、その超えた率に応じて、調査の上当局で定める幼齢補償により算定した額を損害賠償として請求するものとする。  
ただし、許容損傷率を確保するに見合う苗木（林齢相当）本数を、請負者が補植出来る場合には、損害賠償を請求しないものとする。（植栽時期を考慮して植付を実行するが具体は署の指示による）

**（作業歩道の作設）**

- 7 作業歩道は、幅員 0.5m の刈払いを行い、歩行に支障のないように刈払物を取り片付けしなければならない。

**（有用天然木の範囲）**

- 8 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等  
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、  
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

**（その他）**

- 9 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

# 保育間伐作業仕様書（本数調整伐B）

## （放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

## （区域の標示）

- 2 作業区域は、別紙図面のとおりであり、区域外縁立木にスプレー等で標示しているが、具体的には監督職員の指示を受けなければならない。

## （間伐木等）

- 3 標準地調査法による調査箇所の伐倒すべき立木は、標準地内（伐倒木は黄色テープにより選木）を目安にして伐倒しなければならない。
- 4 各小班の間伐するべき本数及び小班内溪畔周辺の作業について監督員と確認の上、作業すること。  
なお、間伐するべき本数が 80%に満たない場合及び 120%以上と見込まれる場合は、現地状況を監督員と協議し、その協議内容を記載しておかなければならない。

## （伐倒木の処理）

- 5 伐倒木が、かかり木となった場合は、必ず取りはずしておかなければならない。
- 6 伐倒木について、残存木等の生育、歩道上等で歩行に支障となる場合及び後続作業に支障がある場合は、玉切りして集積するか、等高線に平行に存置しなければならない。
- 7 伐倒木が下流に流失して災害を発生させるおそれのある場合や放置することにより景観をそこねるような場合は伐倒木を整理すること。  
整理の作業方法等については監督職員の指示を受けなければならない。

## （実行上の注意）

- 8 作業に際しては、残存木を損傷しないよう特に注意しなければならない。
- 9 造林木等に巻きついたつる類は、出来る限り根元から抜き取るか、切断しなければならない。

## （その他）

- 10 保護林及び緑の回廊に係る除間伐（抜伐り）の事業がある場合は、当該作業仕様書（9）を除く。）によるほか、別紙「保護林等における除間伐（抜伐り）標準仕様書」によることとする。
- 11 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

# 歩道整備作業仕様書

## （放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

## （区域の表示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであるが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

## （作業の方法）

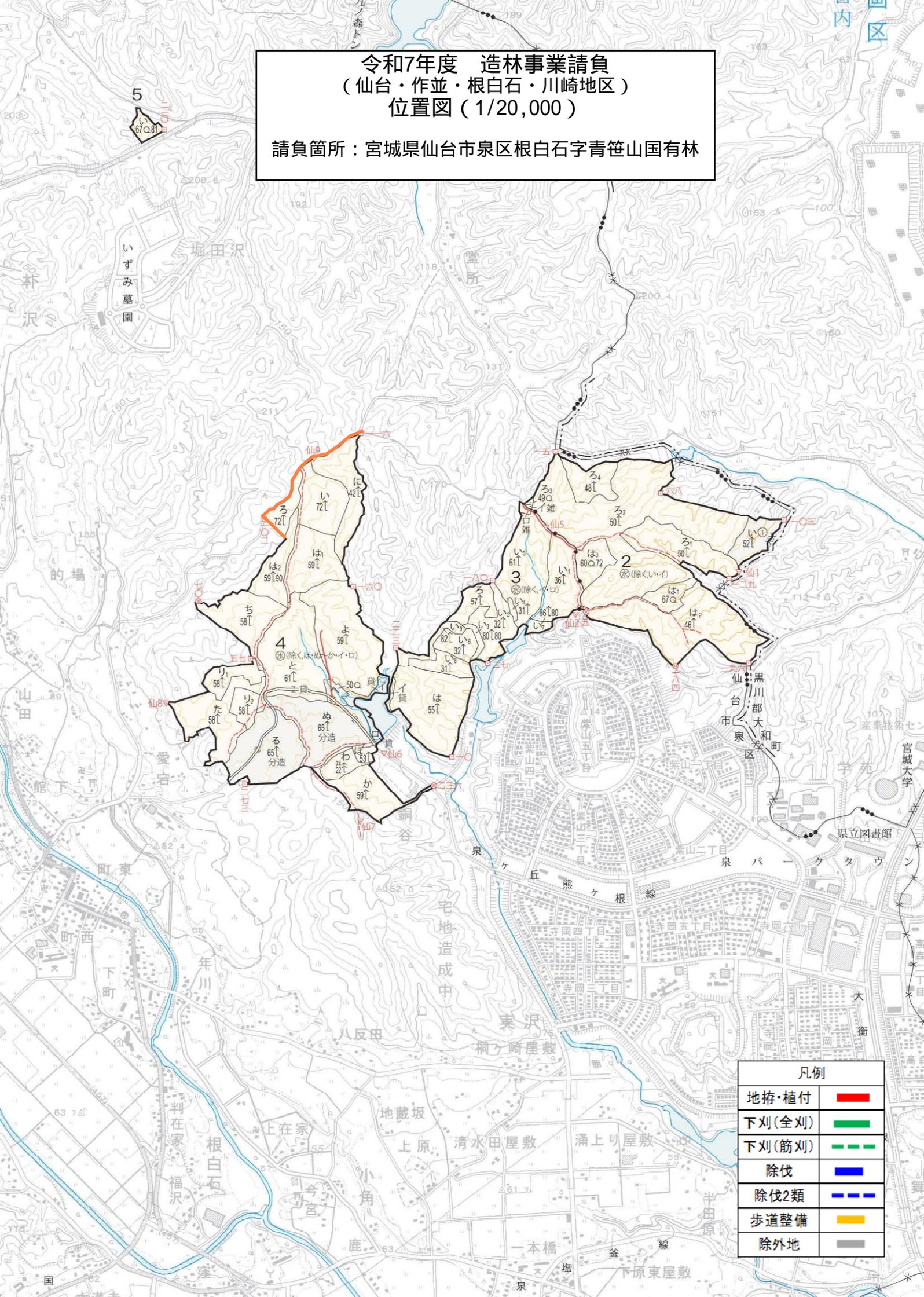
- 3 刈払い幅は 1.0m とし、歩行に支障のないよう刈払物を片付けなければならない。
- 4 歩道上の植生は地際から刈払いし、歩道上に覆い被さり歩行に支障となる枝等は刈り払わなければならない。また、歩道上に倒木等があった場合は取り除かななければならない。
- 5 刈払いにおいては、歩道に接する植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。

## （その他）

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/20,000)

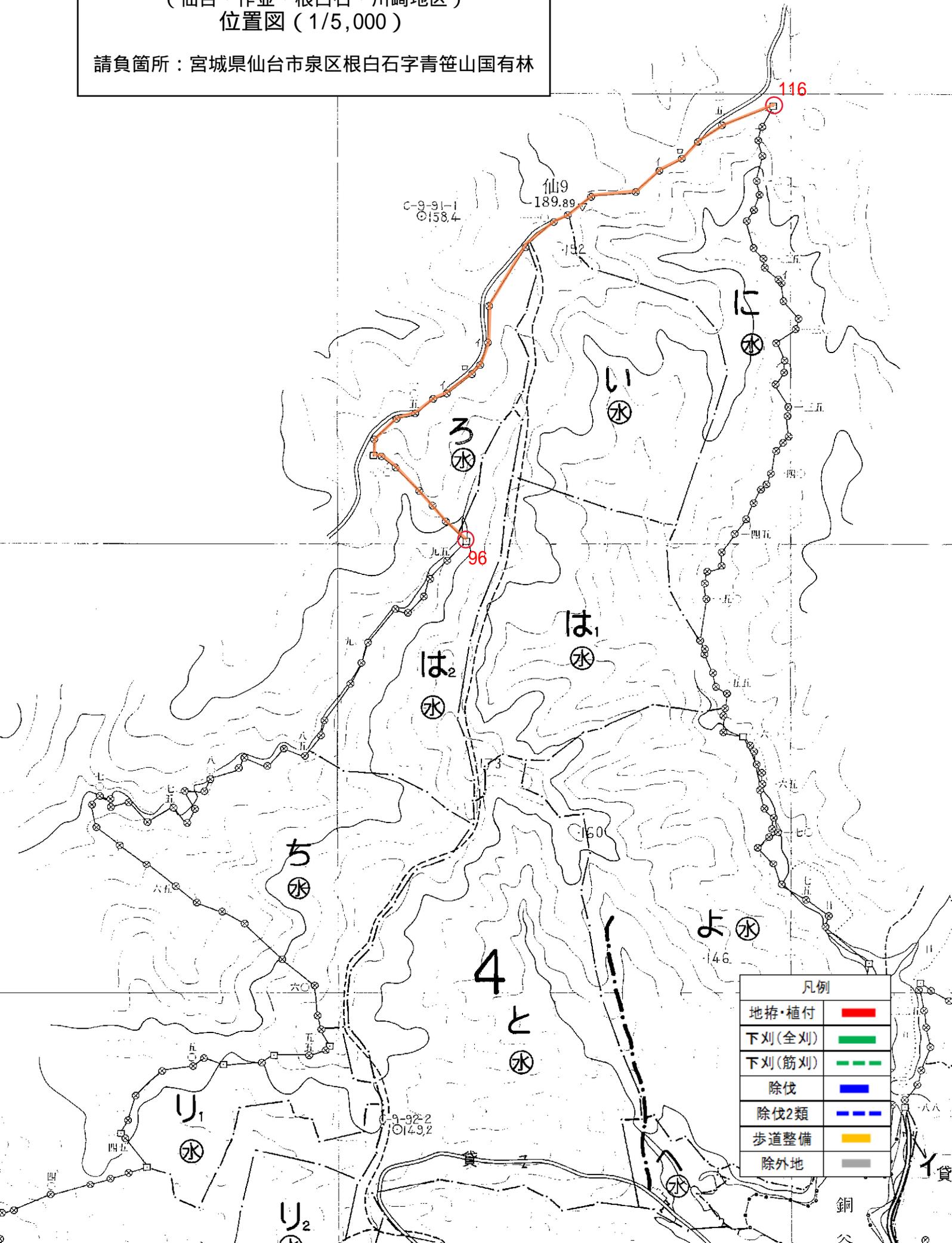
請負箇所：宮城県仙台市泉区根白石字青笹山国有林



凡例	
地拵・植付	<span style="color: red;">■</span>
下刈(全刈)	<span style="color: green;">■</span>
下刈(筋刈)	<span style="color: green;">---</span>
除伐	<span style="color: blue;">■</span>
除伐2類	<span style="color: blue;">---</span>
歩道整備	<span style="color: yellow;">■</span>
除外地	<span style="color: gray;">■</span>

令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/5,000)

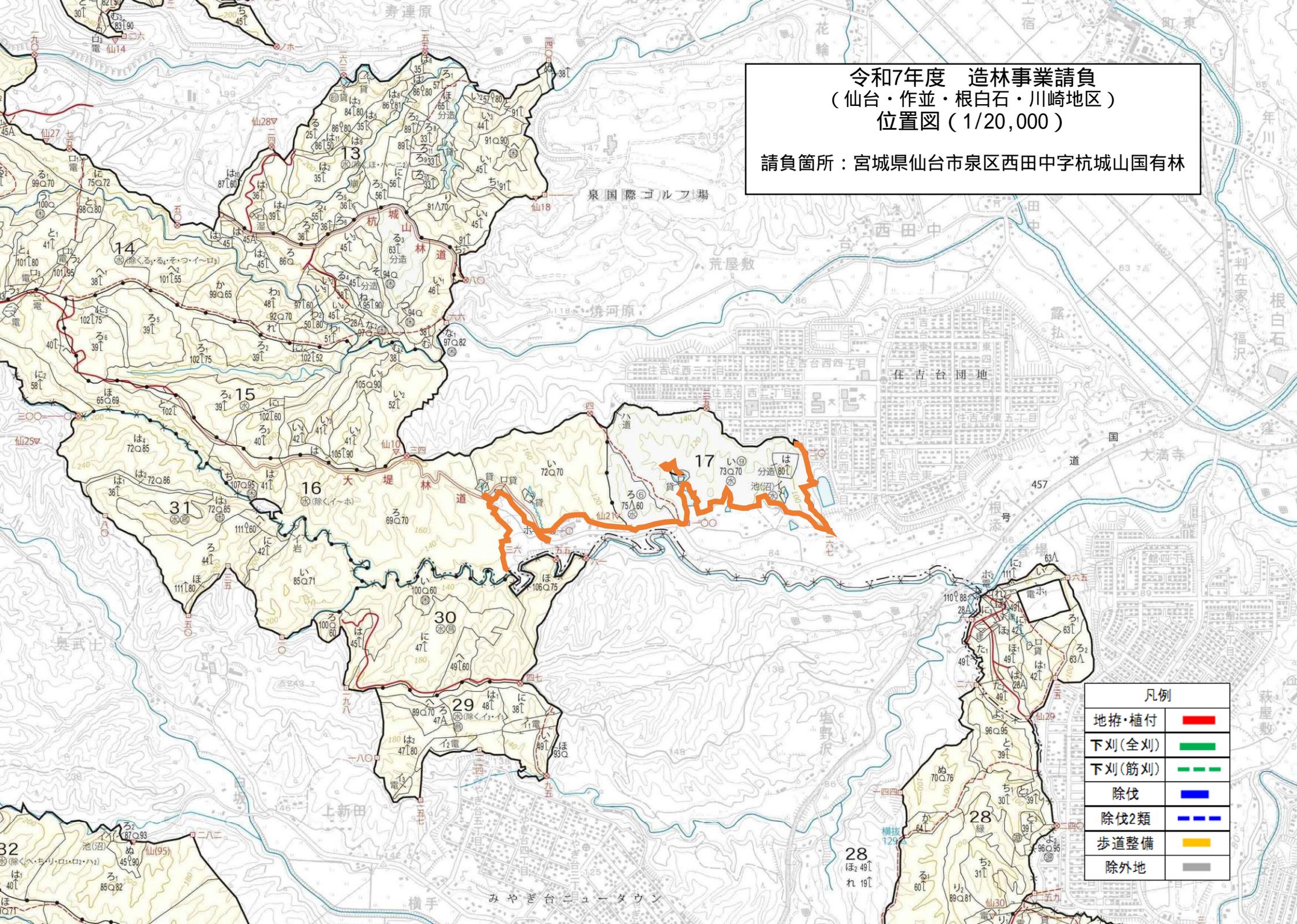
請負箇所：宮城県仙台市泉区根白石字青笹山国有林



凡例	
地拵・植付	<span style="color: red;">—</span>
下刈(全刈)	<span style="color: green;">—</span>
下刈(筋刈)	<span style="color: green;">- - -</span>
除伐	<span style="color: blue;">—</span>
除伐2類	<span style="color: blue;">- - -</span>
歩道整備	<span style="color: yellow;">—</span>
除外地	<span style="color: gray;">—</span>

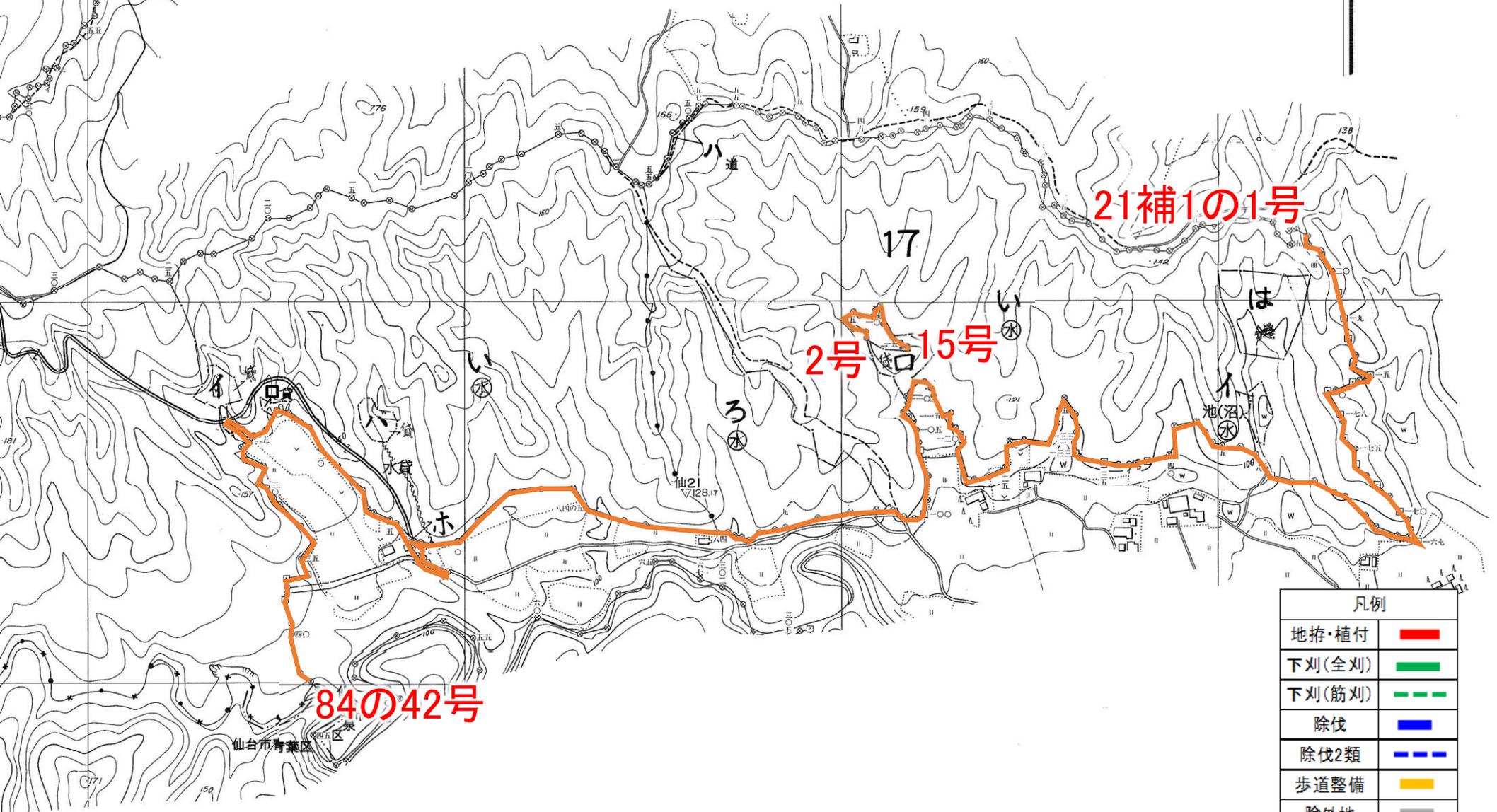
令和7年度 造林事業請負  
(仙台・作並・根白石・川崎地区)  
位置図 (1/20,000)

請負箇所：宮城県仙台市泉区西田中字杭城山国有林



令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/5,000)

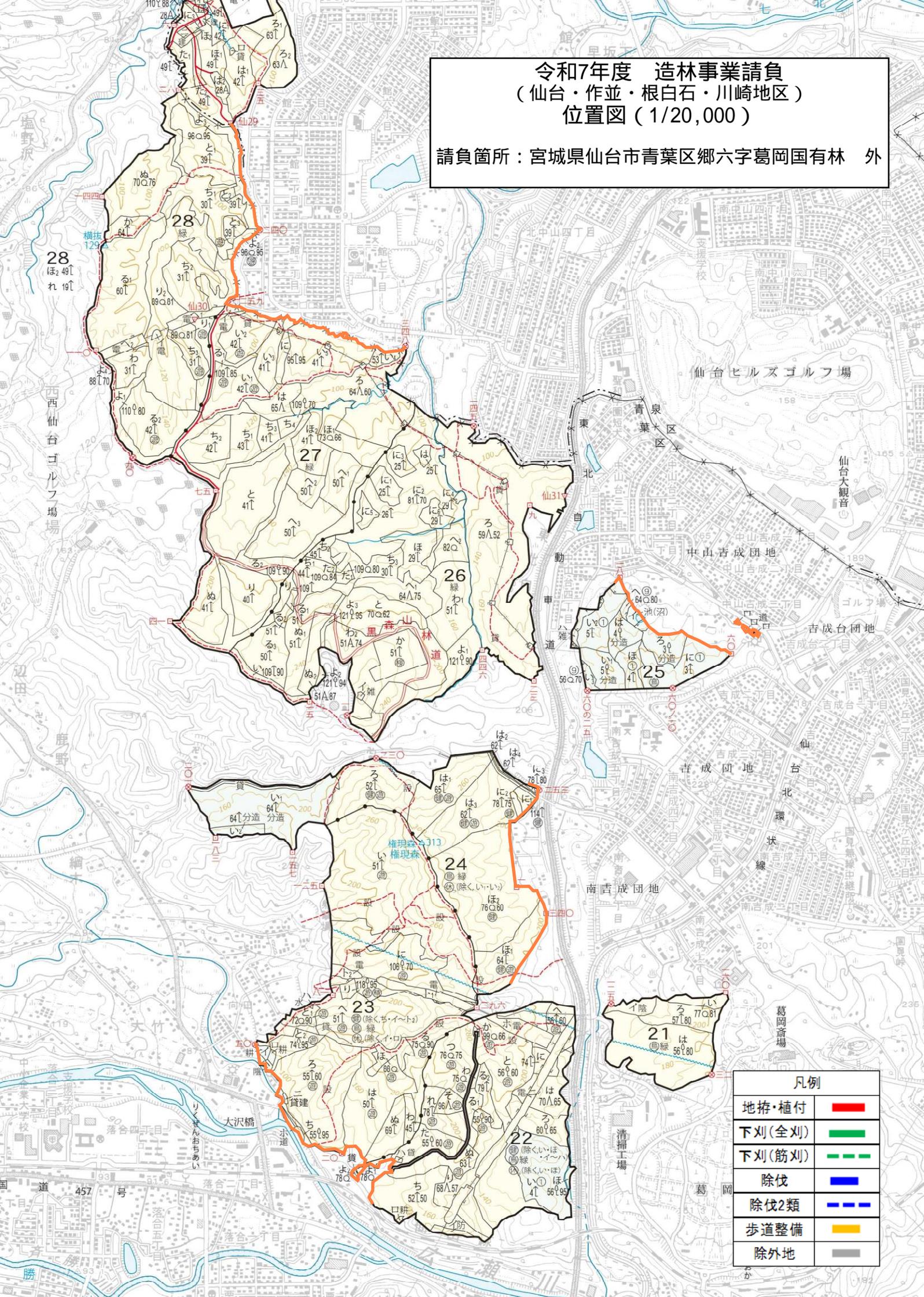
請負箇所：宮城県仙台市泉区西田中字杭城山国有林



凡例	
地拵・植付	■ (Red)
下刈(全刈)	■ (Green)
下刈(筋刈)	■ (Dashed Green)
除伐	■ (Blue)
除伐2類	■ (Dashed Blue)
歩道整備	■ (Yellow)
除外地	■ (Grey)

令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/20,000)

請負箇所：宮城県仙台市青葉区郷六字葛岡国有林 外

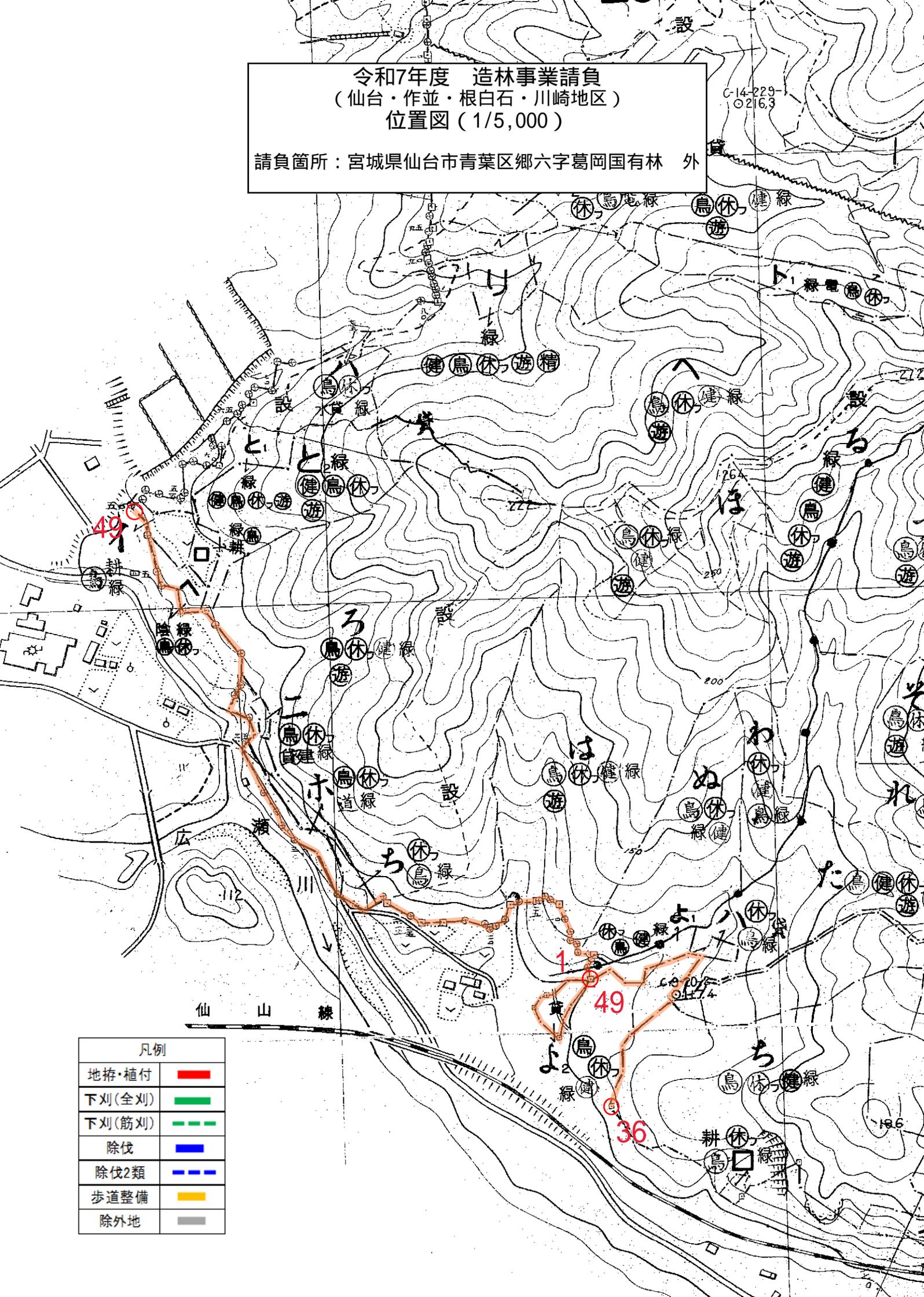


凡例	
地捨・植付	■
下刈(全刈)	■
下刈(筋刈)	■
除伐	■
除伐2類	■
歩道整備	■
除外地	■

令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/5,000)

請負箇所：宮城県仙台市青葉区郷六字葛岡国有林 外

G-14-229-1  
 ○216.3

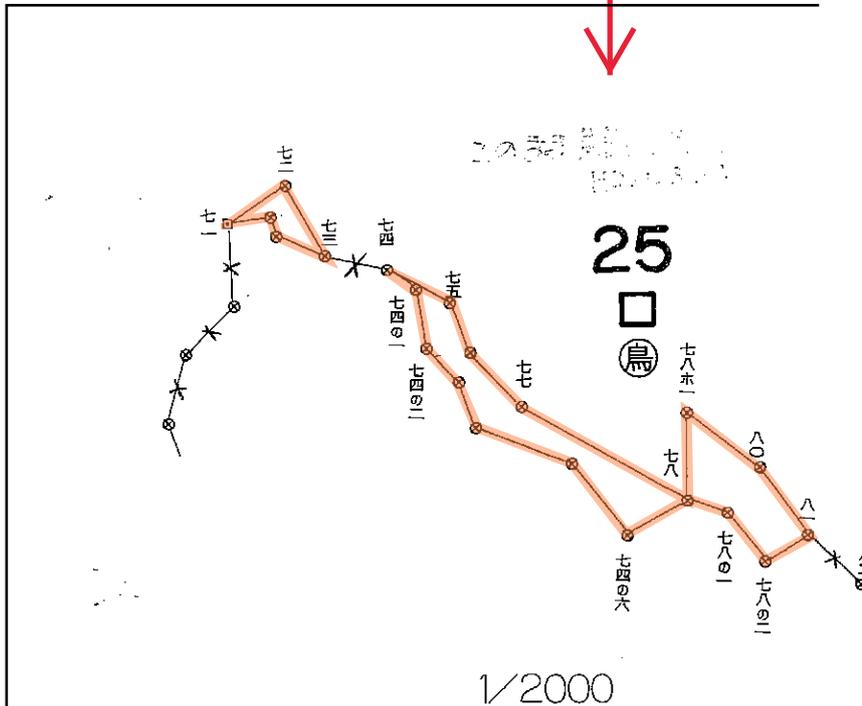
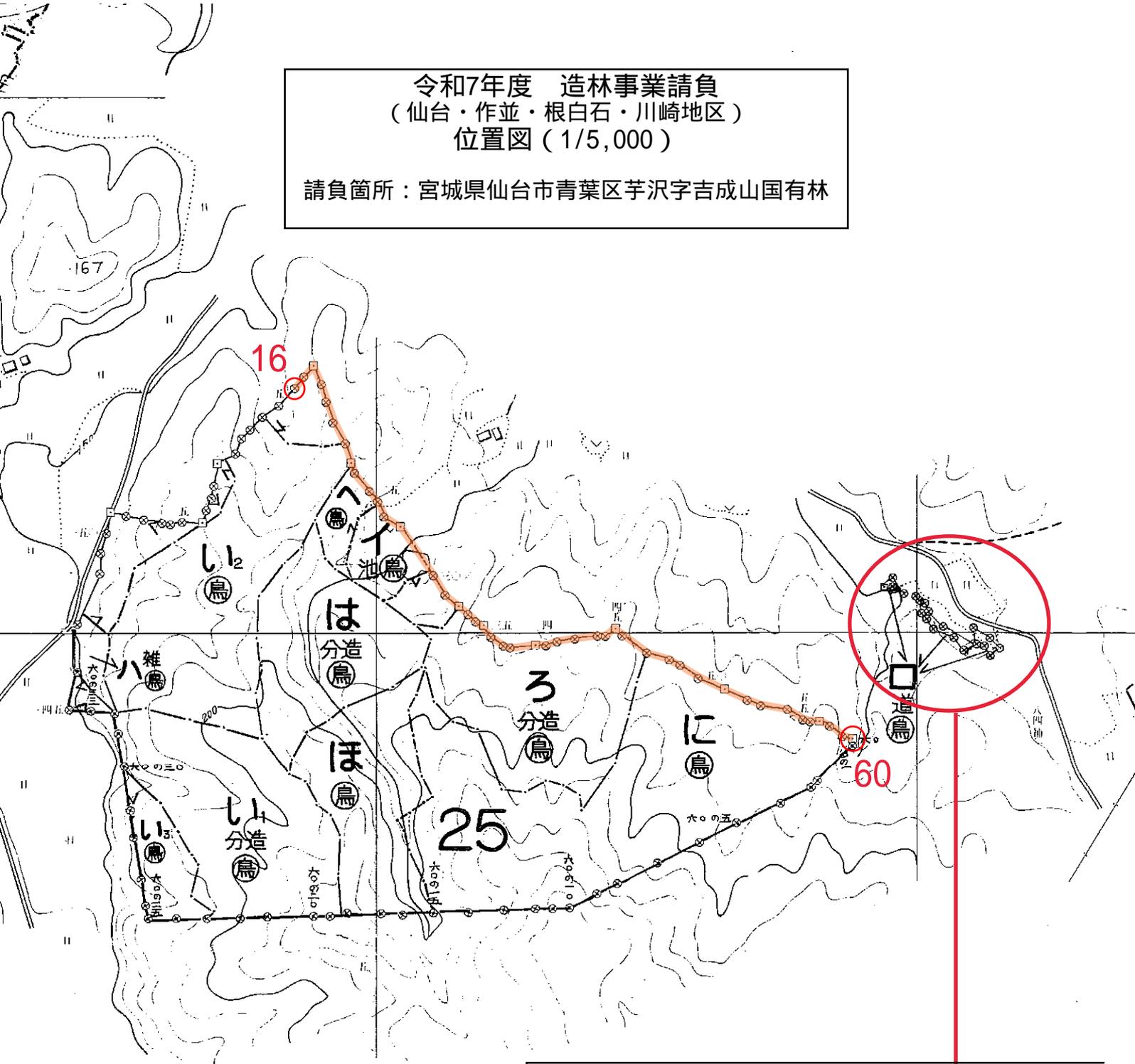


凡例	
地拵・植付	<span style="color: red;">■</span>
下刈(全刈)	<span style="color: green;">■</span>
下刈(筋刈)	<span style="color: green;">- - -</span>
除伐	<span style="color: blue;">■</span>
除伐2類	<span style="color: blue;">- - -</span>
歩道整備	<span style="color: yellow;">■</span>
除外地	<span style="color: gray;">■</span>



令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/5,000)

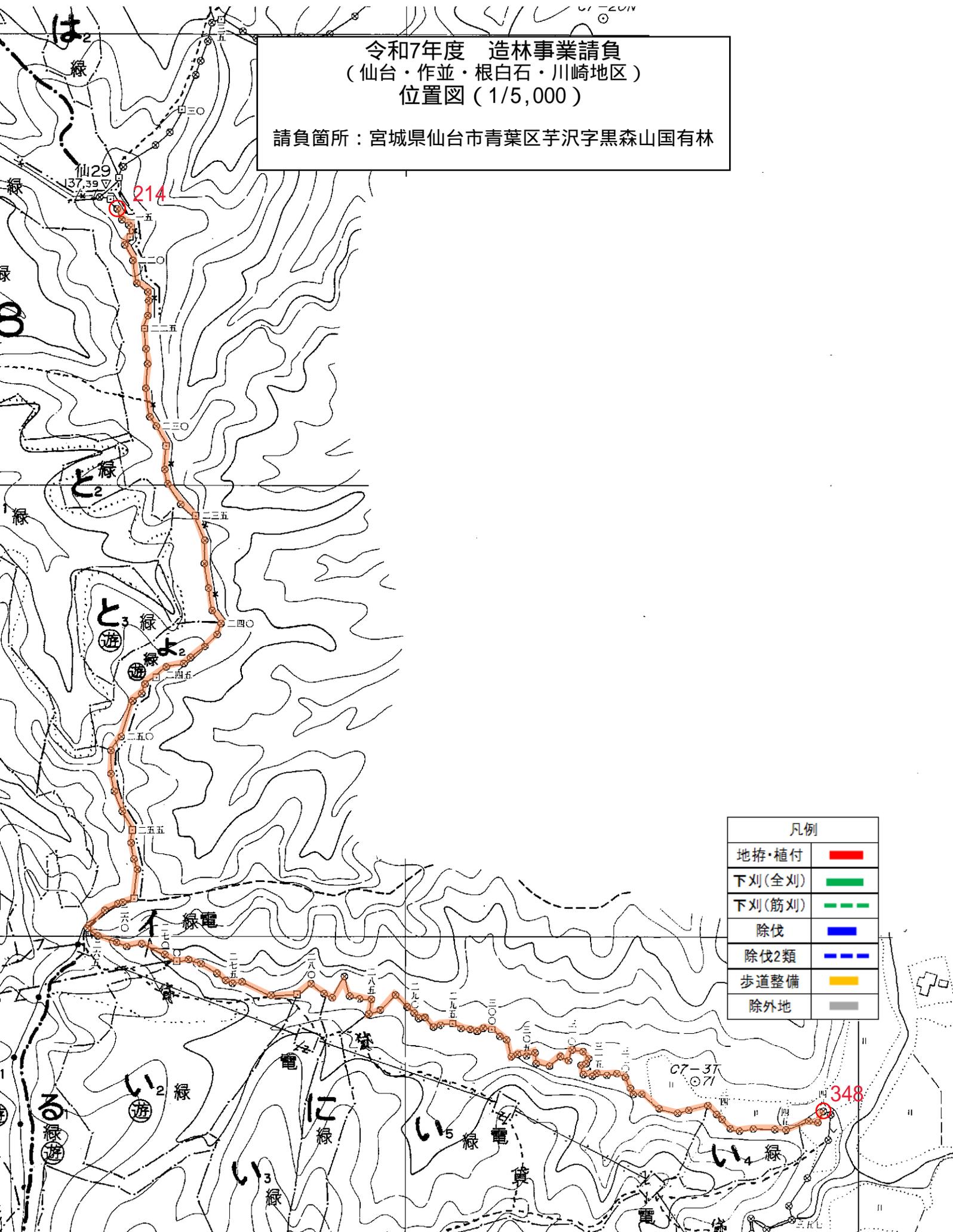
請負箇所：宮城県仙台市青葉区芋沢字吉成山国有林



凡例	
地拵・植付	■ (Red)
下刈(全刈)	■ (Green)
下刈(筋刈)	■ (Dashed Green)
除伐	■ (Blue)
除伐2類	■ (Dashed Blue)
歩道整備	■ (Yellow)
除外地	■ (Grey)

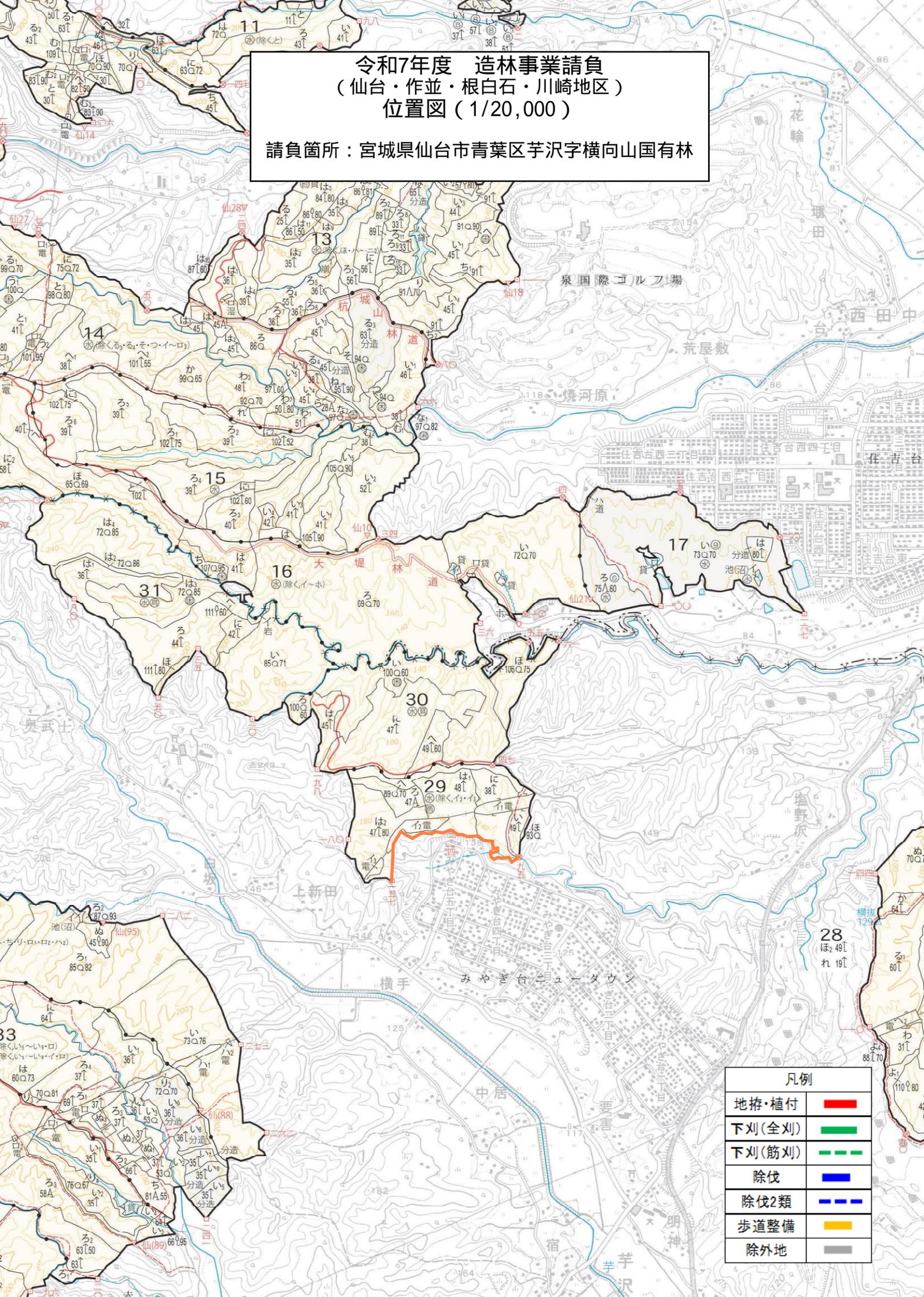
令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/5,000)

請負箇所：宮城県仙台市青葉区芋沢字黒森山国有林



令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/20,000)

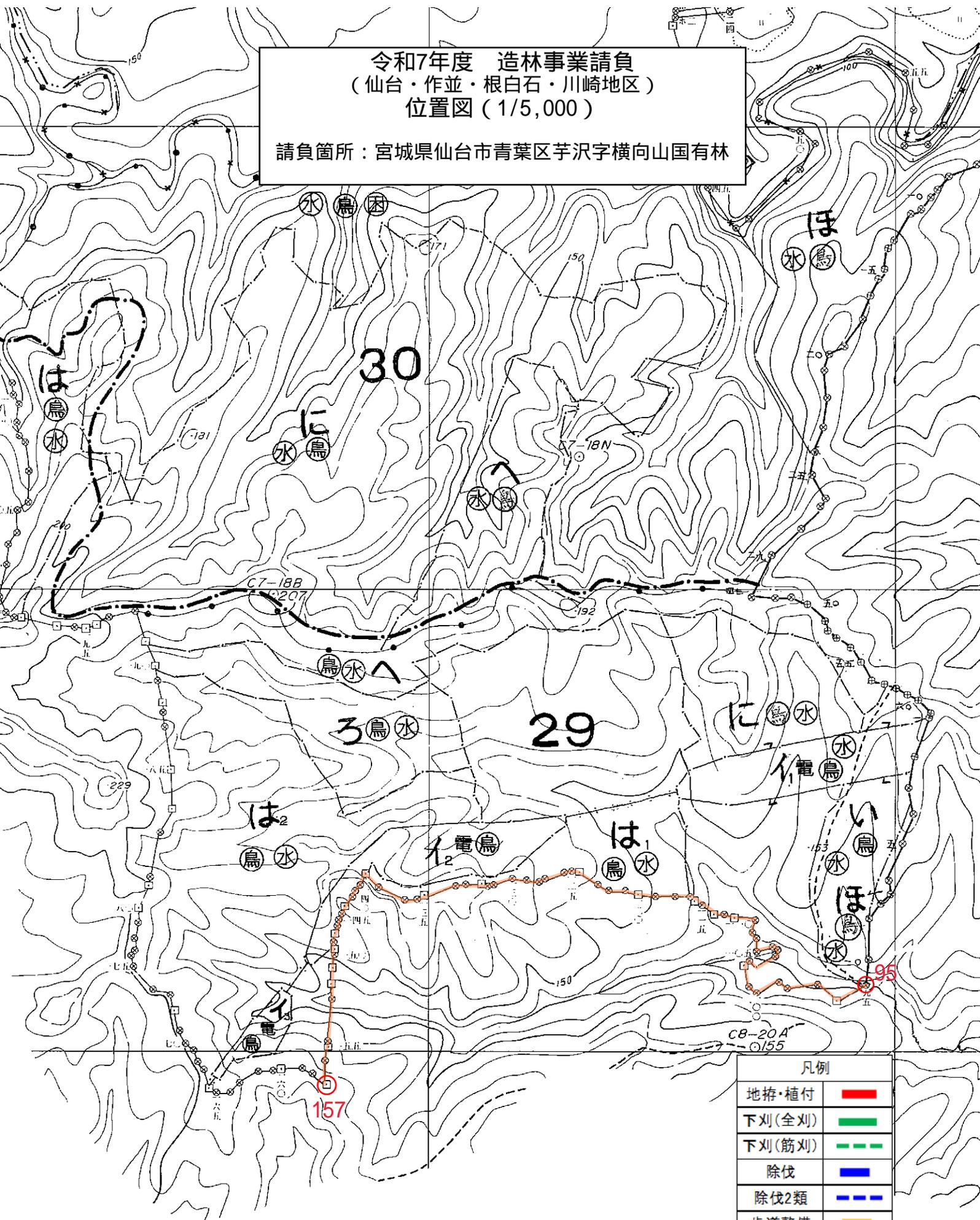
請負箇所：宮城県仙台市青葉区芋沢字横向山国有林



凡例	
地拵・植付	<span style="color: red;">——</span>
下刈(全刈)	<span style="color: green;">——</span>
下刈(筋刈)	<span style="color: green;">- - -</span>
除伐	<span style="color: blue;">——</span>
除伐2類	<span style="color: blue;">- - -</span>
歩道整備	<span style="color: yellow;">——</span>
除外地	<span style="background-color: gray;"> </span>

令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/5,000)

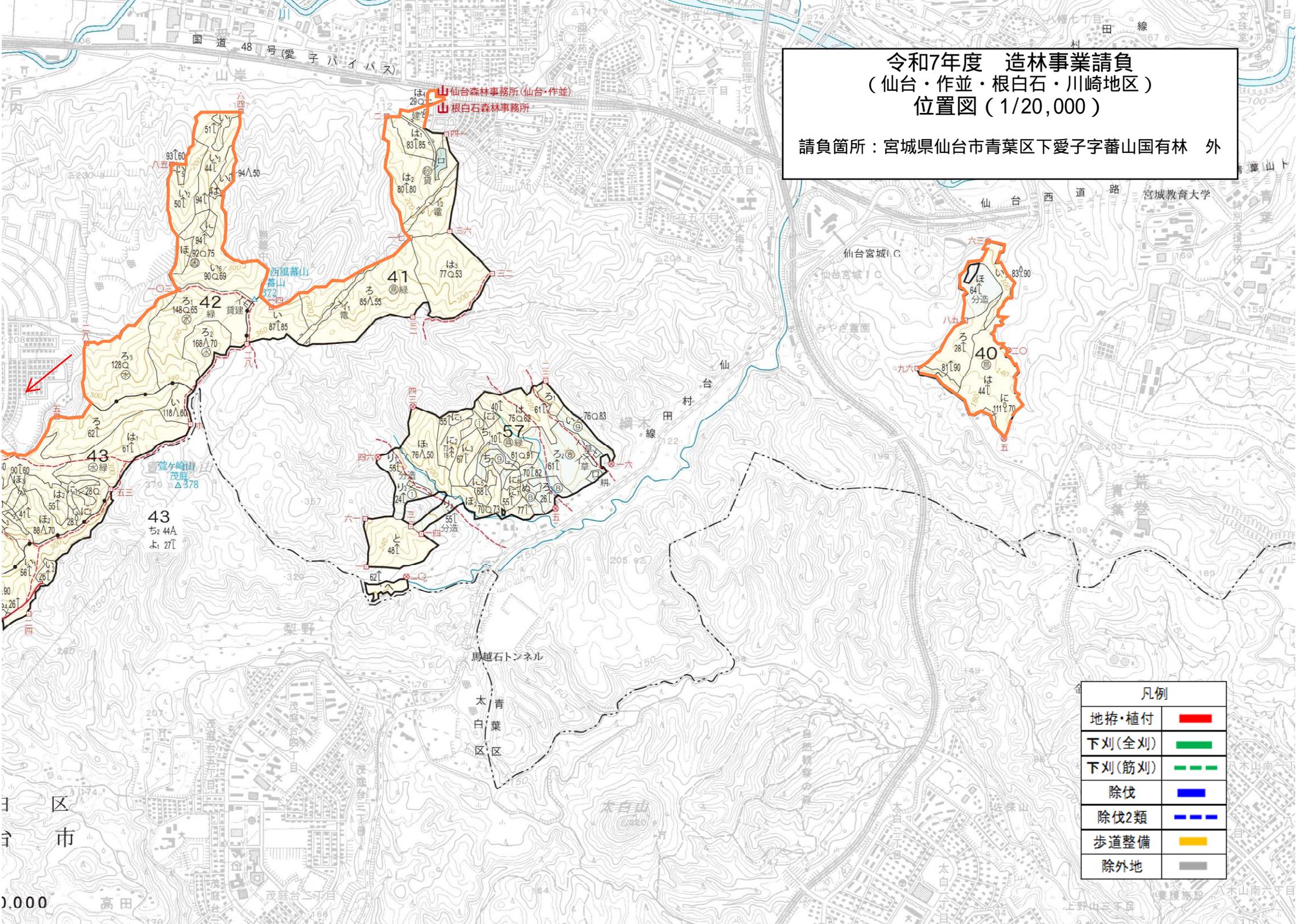
請負箇所：宮城県仙台市青葉区芋沢字横向山国有林



凡例	
地拵・植付	■
下刈(全刈)	—
下刈(筋刈)	- - -
除伐	■
除伐2類	- - -
歩道整備	■
除外地	■

令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/20,000)

請負箇所：宮城県仙台市青葉区下愛子字蕃山国有林 外

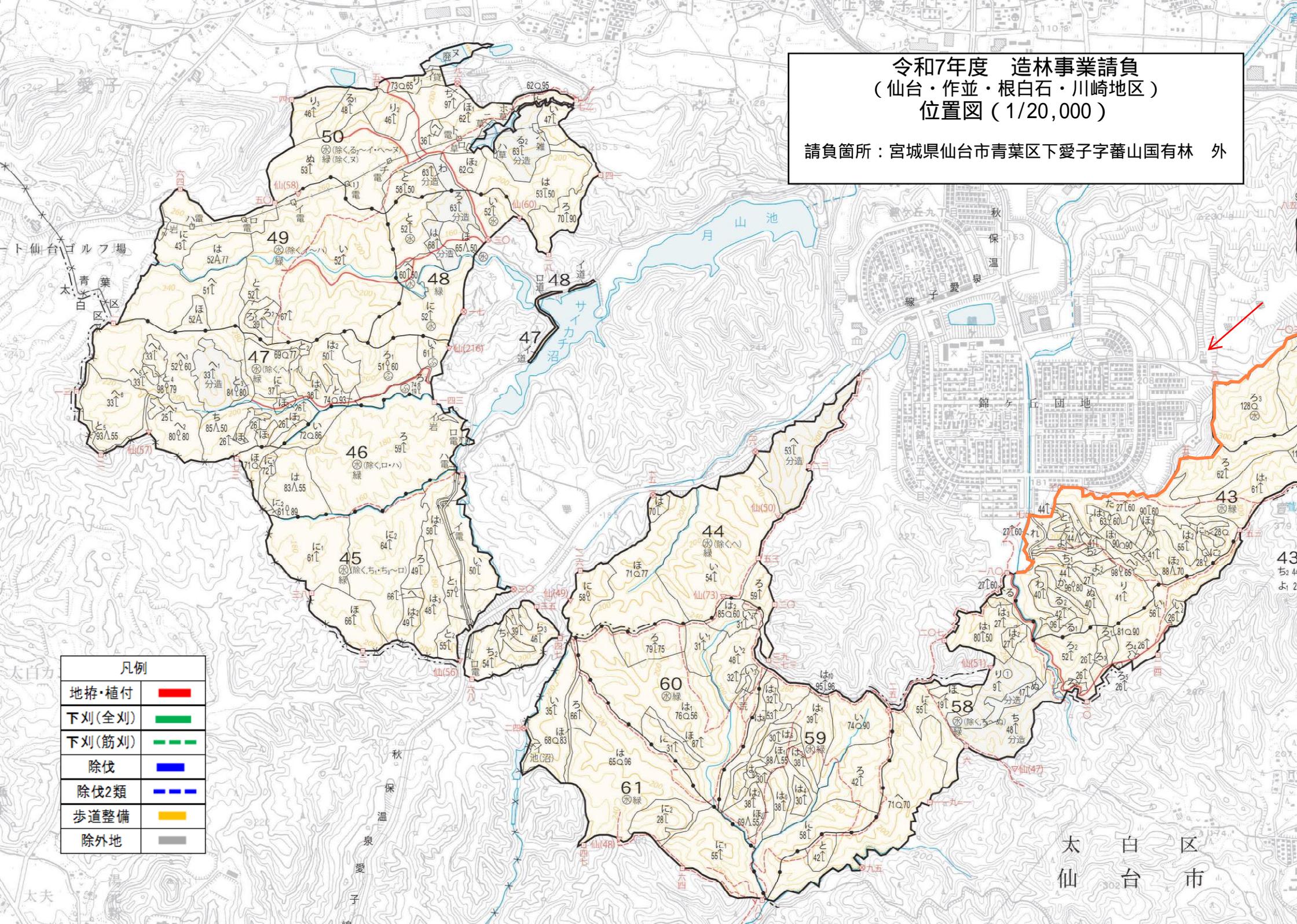


凡例	
地拵・植付	<span style="color: red;">■</span>
下刈(全刈)	<span style="color: green;">■</span>
下刈(筋刈)	<span style="color: green;">---</span>
除伐	<span style="color: blue;">■</span>
除伐2類	<span style="color: blue;">---</span>
歩道整備	<span style="color: yellow;">■</span>
除外地	<span style="color: gray;">■</span>

令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/20,000)

請負箇所：宮城県仙台市青葉区下愛子字蕃山国有林 外

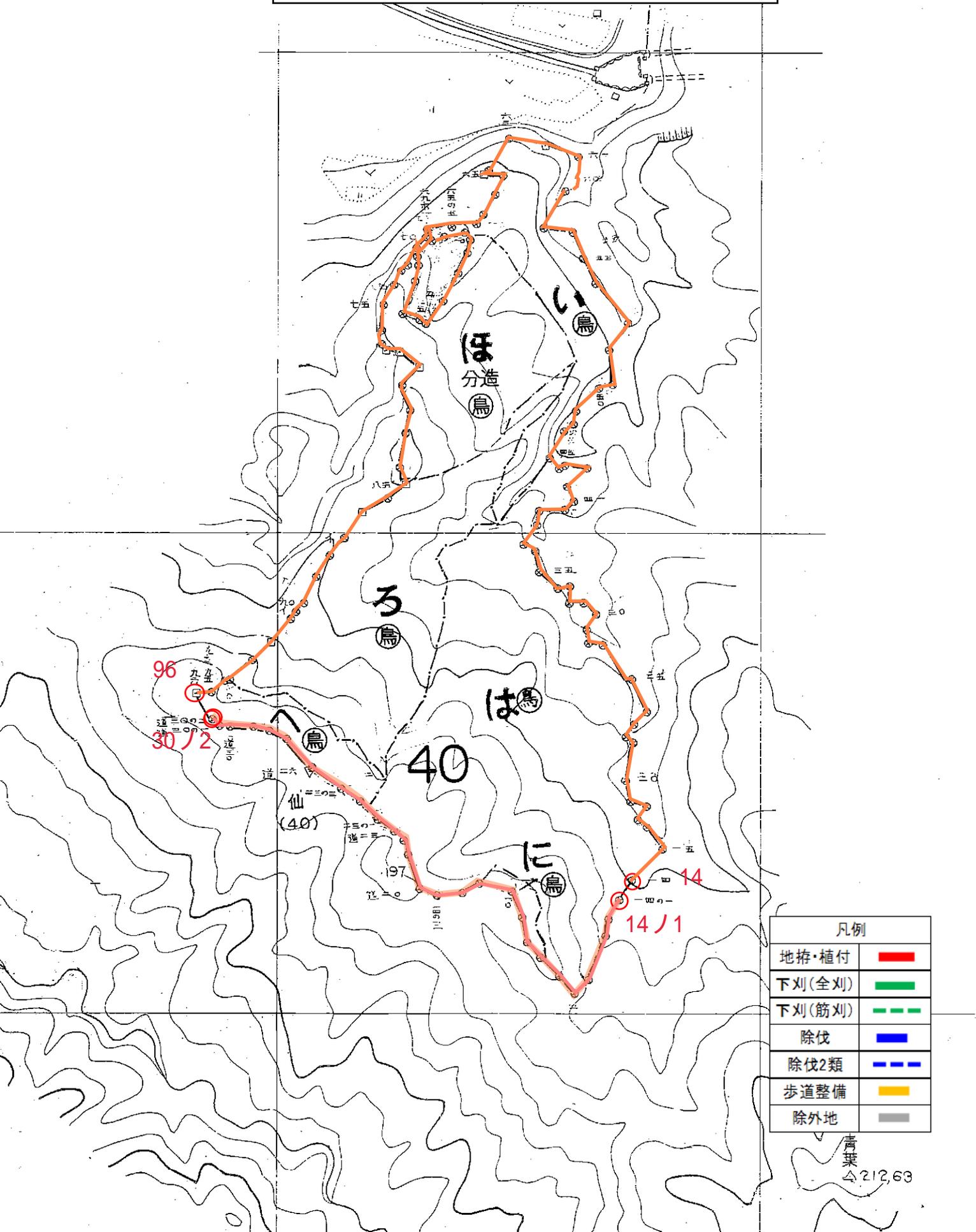
凡例	
地拵・植付	
下刈(全刈)	
下刈(筋刈)	
除伐	
除伐2類	
歩道整備	
除外地	



太白区  
 仙台市

令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/5,000)

請負箇所：宮城県仙台市青葉区下愛子字蕃山国有林









令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/20,000)

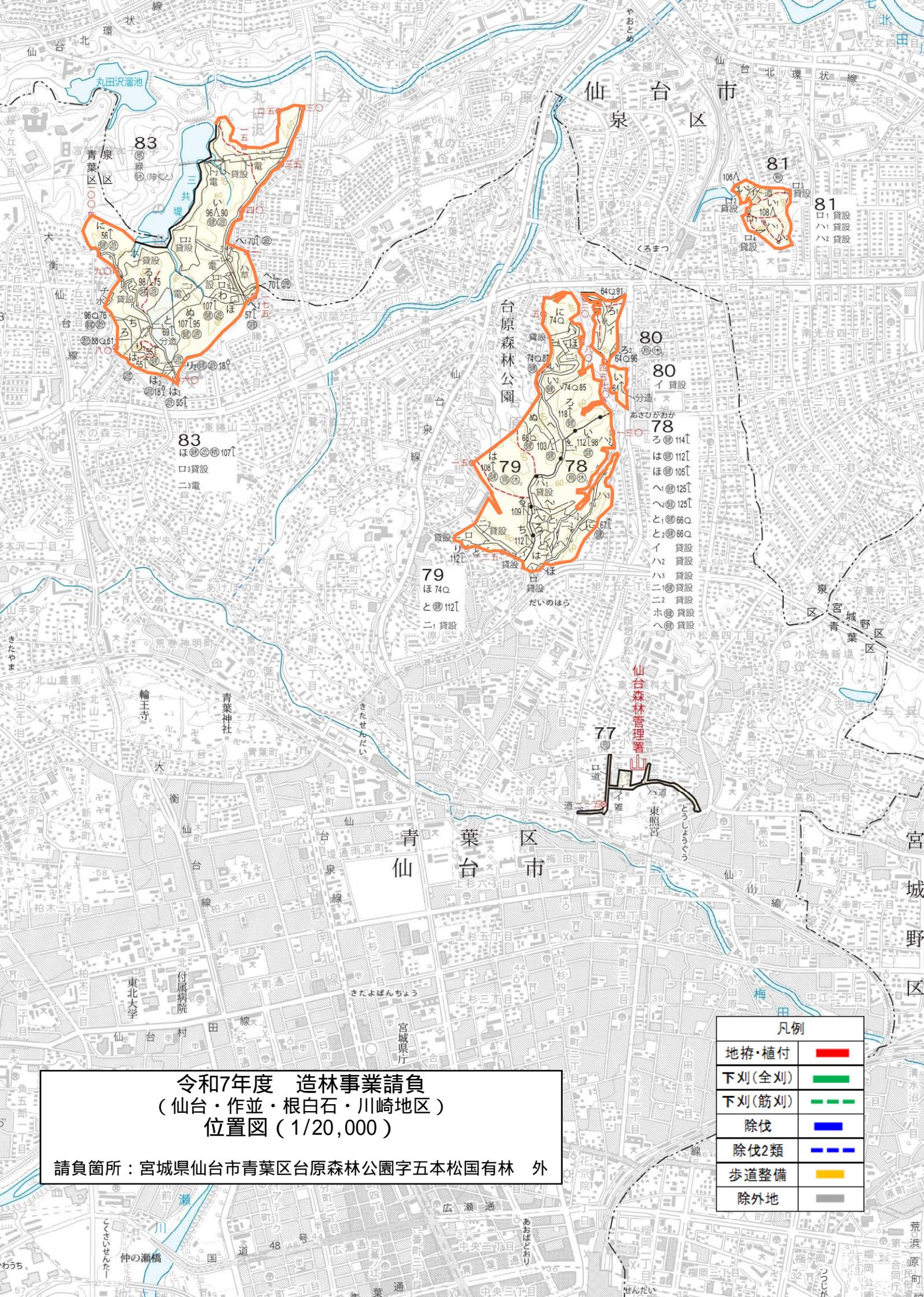
請負箇所：宮城県仙台市太白区富沢字金剛澤国有林





令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/5,000)

請負箇所：宮城県仙台市太白区富沢字金剛澤国有林



令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/20,000)

請負箇所：宮城県仙台市青葉区台原森林公園字五本松国有林 外

凡例	
地拵・植付	■
下刈(全刈)	—
下刈(筋刈)	- - -
除伐	■
除伐2類	■
歩道整備	■
除外地	■

令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/5,000)

請負箇所：宮城県仙台市青葉区台原森林公園字五本松国有林 外

79

休 鳥  
 休 鳥 貸設

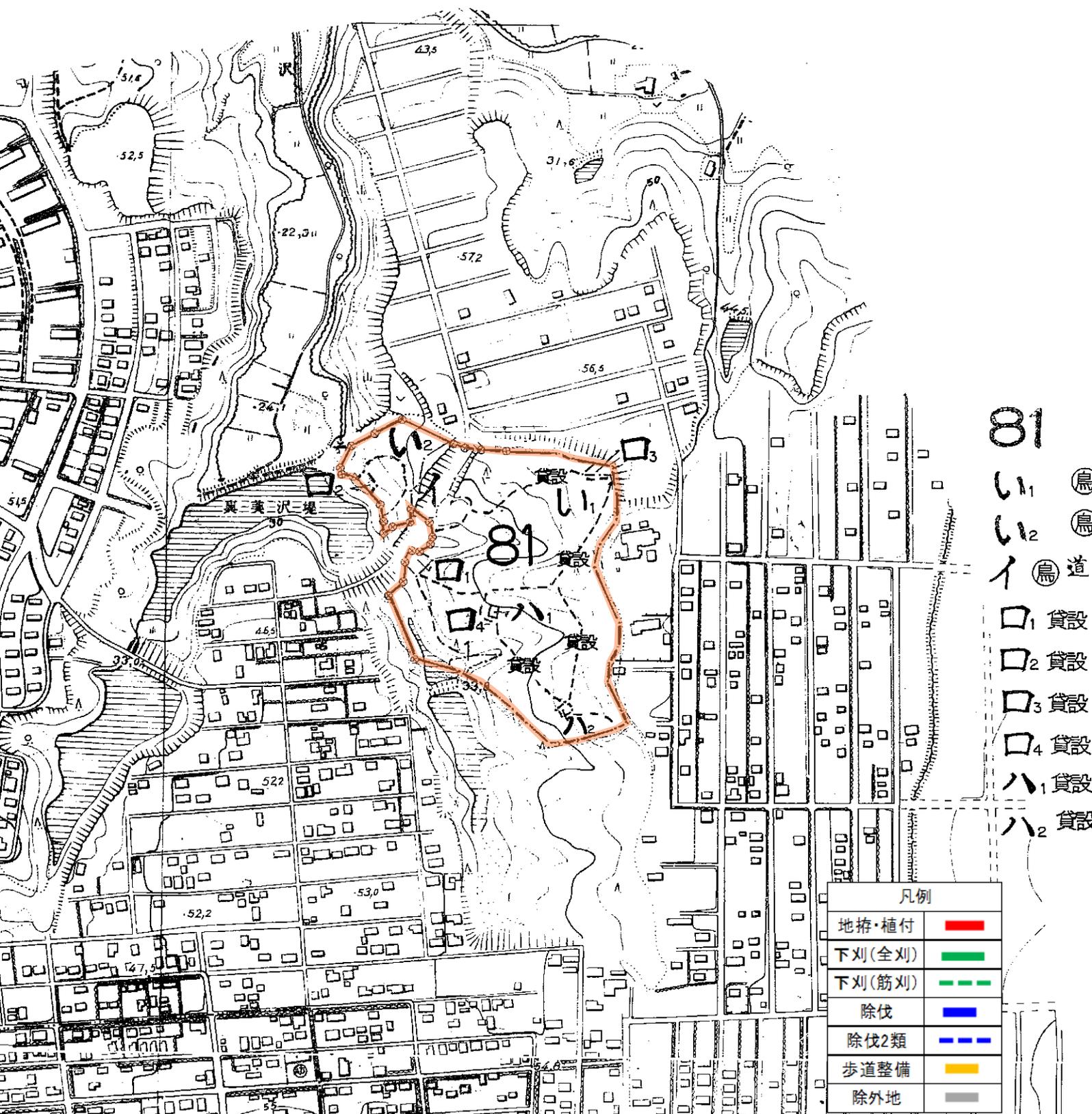


凡例

地拵・植付	■
下刈(全刈)	—
下刈(筋刈)	- - -
除伐	—
除伐2類	- - -
歩道整備	—
除外地	■

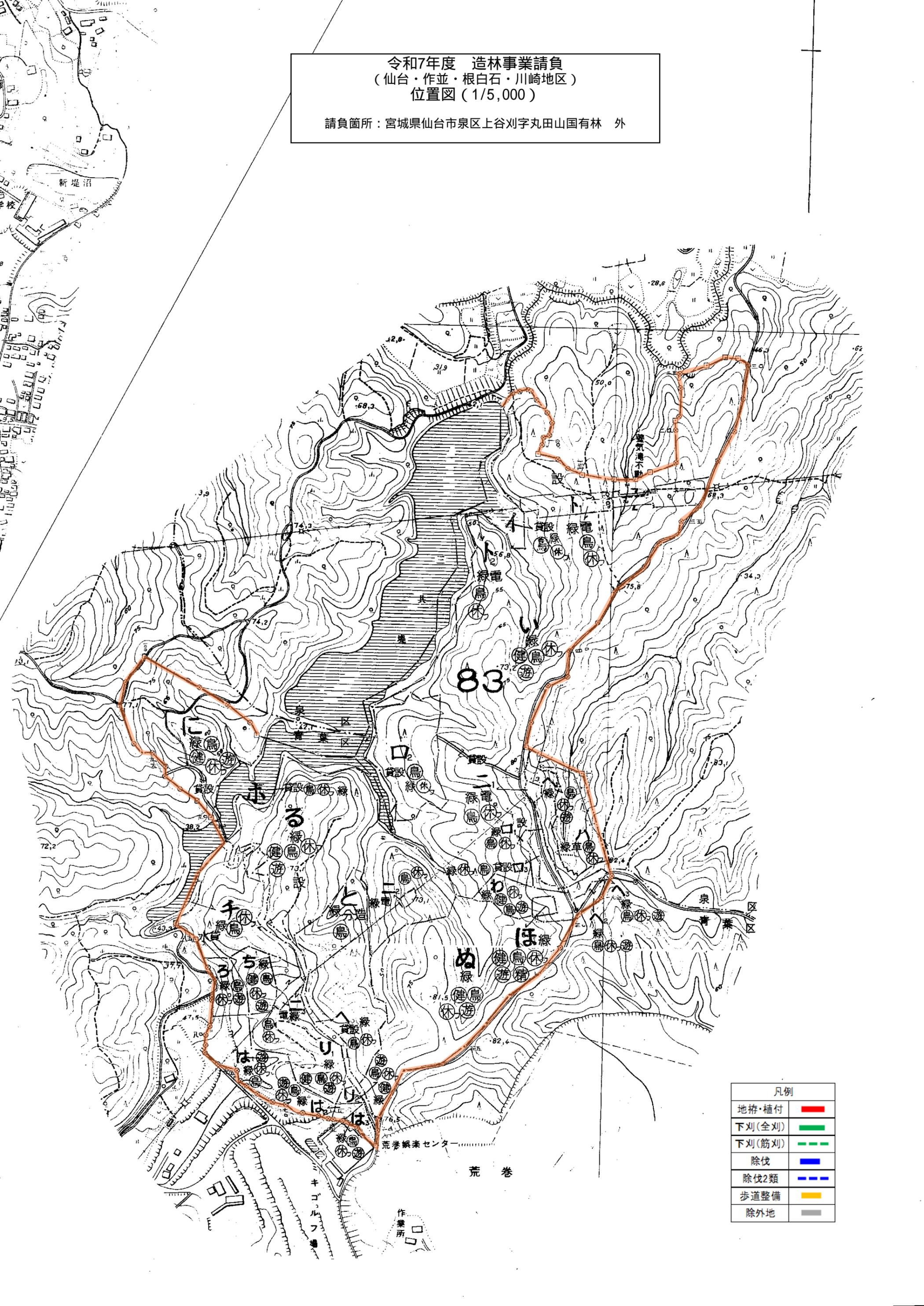
令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/5,000)

請負箇所：宮城県仙台市泉区七北田字八乙女国有林



令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/5,000)

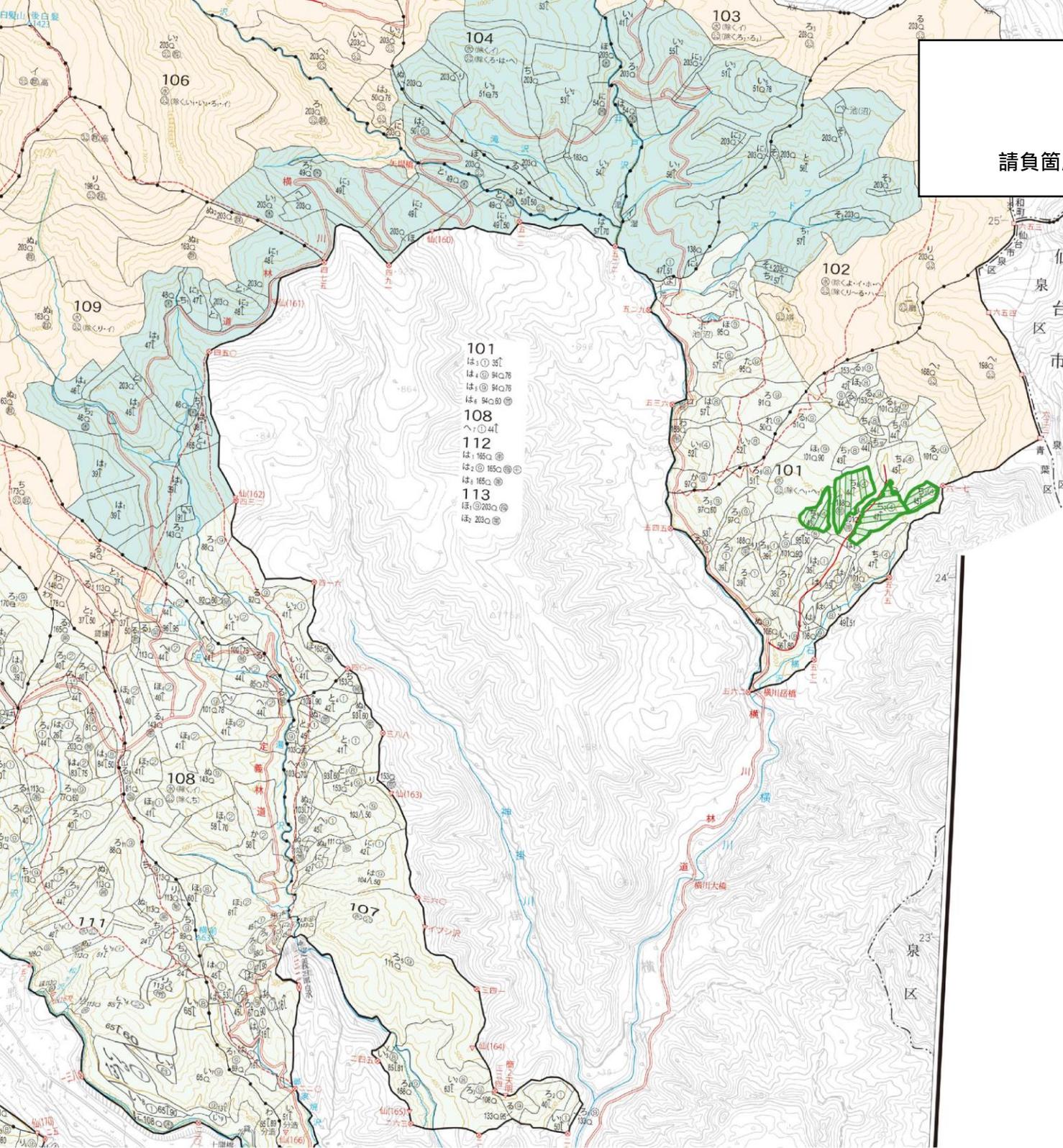
請負箇所：宮城県仙台市泉区上谷刈字丸田山国有林 外



凡例	
地拵・植付	■
下刈(全刈)	—
下刈(筋刈)	- - -
除伐	■
除伐2類	■
歩道整備	■
除外地	■

令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/20,000)

請負箇所：宮城県仙台市青葉区大倉字横川岳国有林

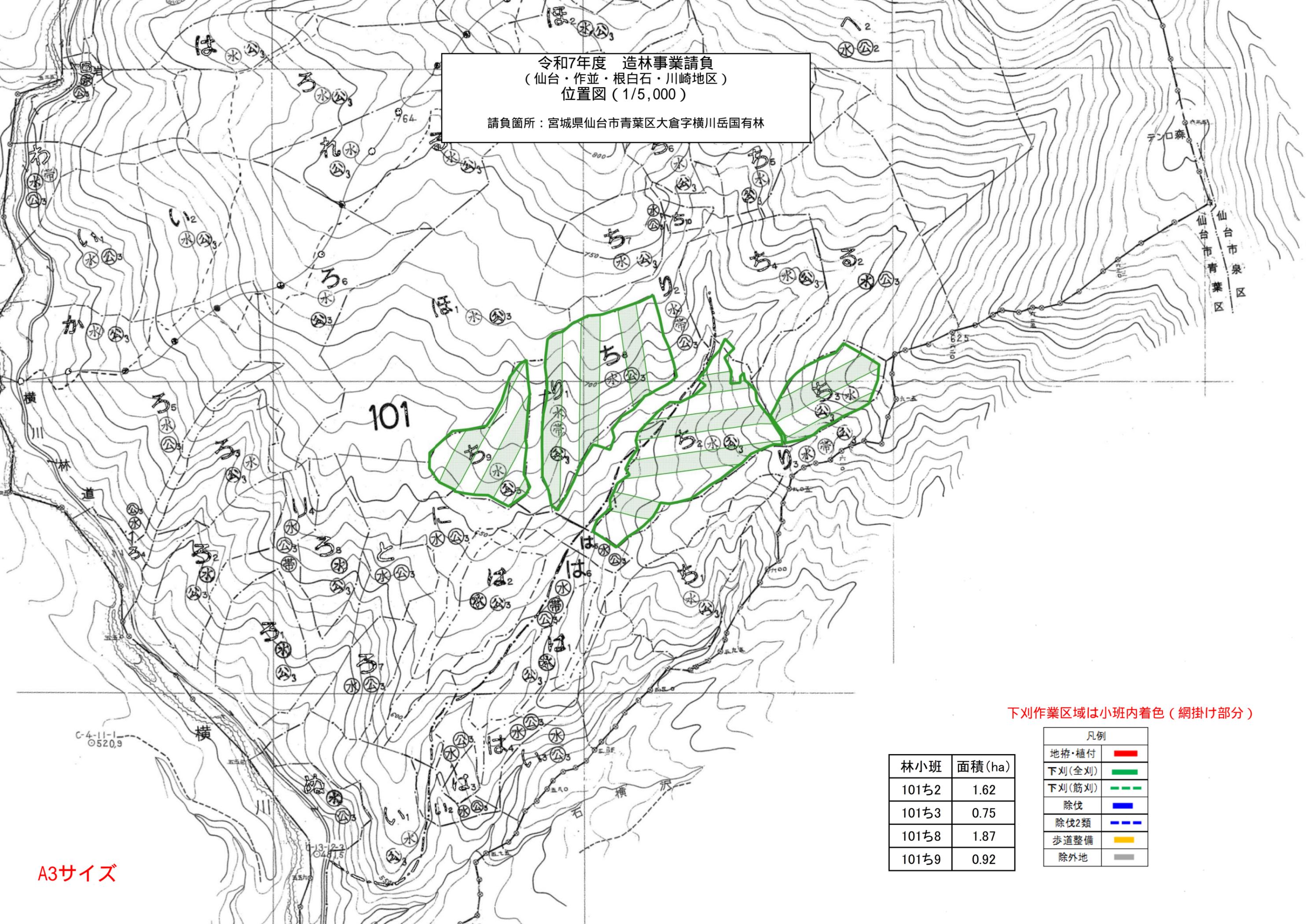


101  
 は①35  
 は④34.75  
 は④34.50  
 は④34.25  
 108  
 へ①41  
 112  
 は①165  
 は②165  
 は③165  
 113  
 は①200  
 は②200

凡例	
地拵・植付	
下刈(全刈)	
下刈(筋刈)	
除伐	
除伐2類	
歩道整備	
除外地	

令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/5,000)

請負箇所：宮城県仙台市青葉区大倉字横川岳国有林



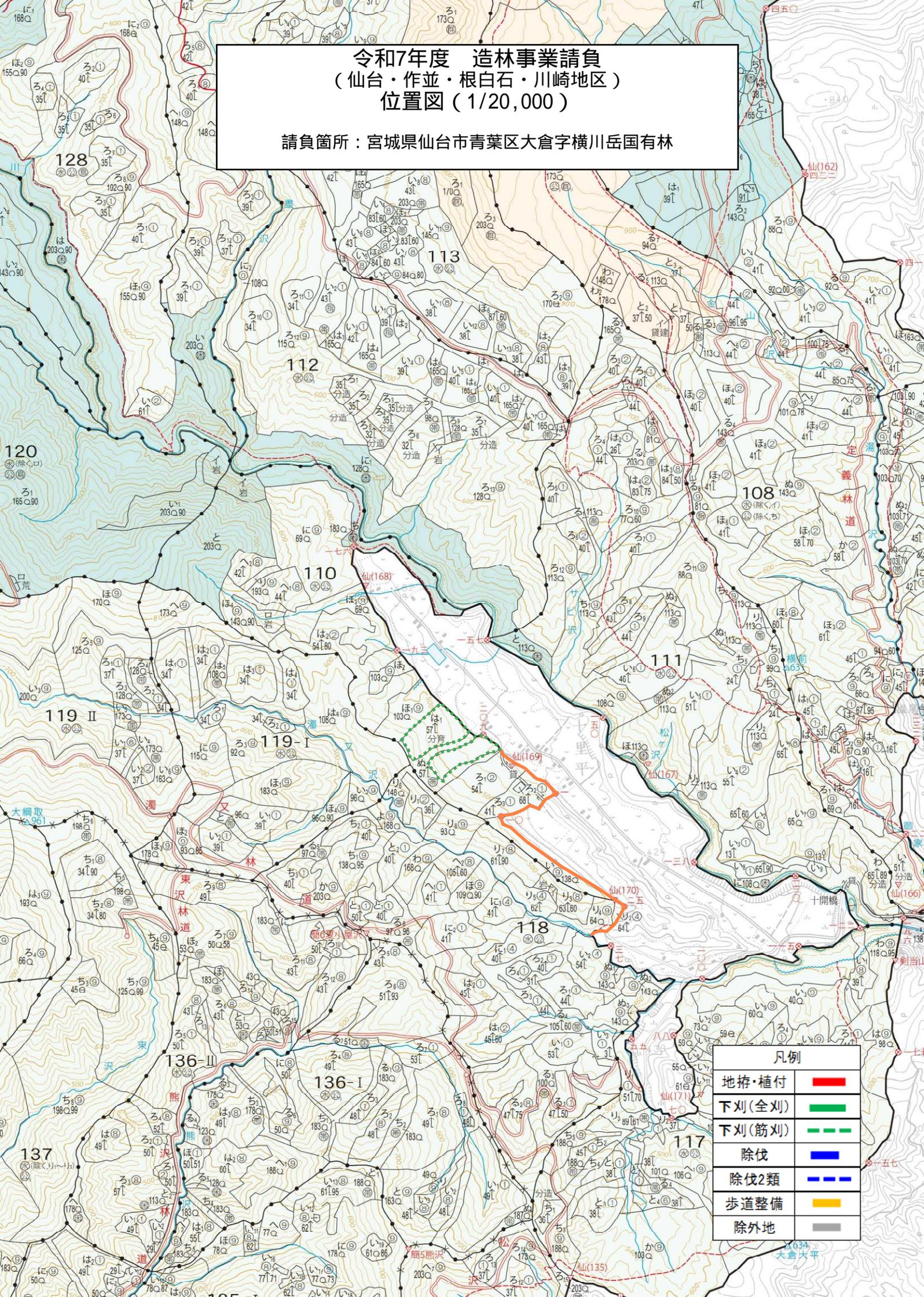
下刈作業区域は小班内着色（網掛け部分）

林小班	面積 (ha)
101ち2	1.62
101ち3	0.75
101ち8	1.87
101ち9	0.92

凡例	
地拵・植付	■
下刈(全刈)	■
下刈(筋刈)	■
除伐	■
除伐2類	■
歩道整備	■
除外地	■

# 令和7年度 造林事業請負 (仙台・作並・根白石・川崎地区) 位置図 (1/20,000)

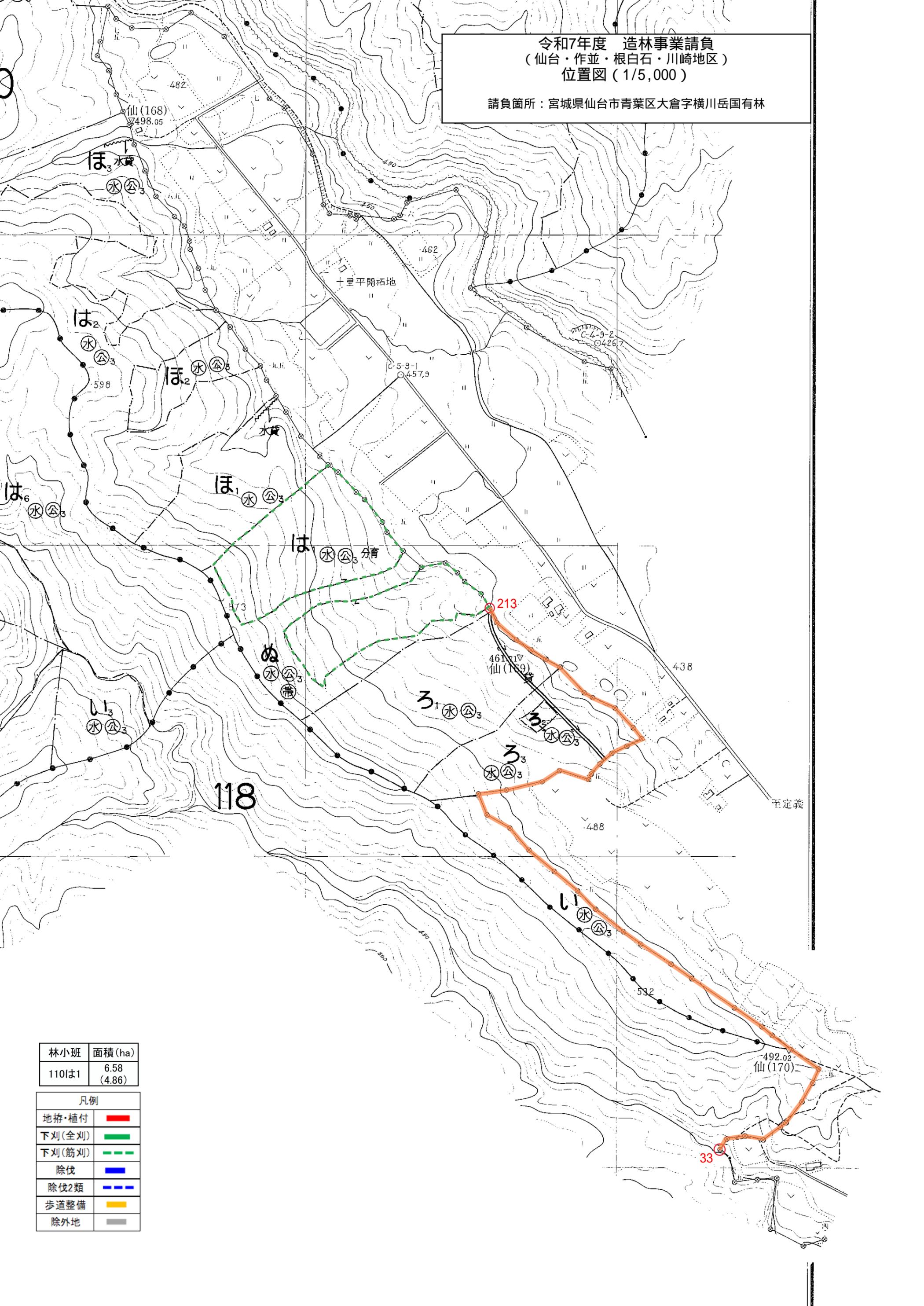
請負箇所：宮城県仙台市青葉区大倉字横川岳国有林



凡例	
地帯・植付	■
下刈(全刈)	■
下刈(筋刈)	---
除伐	■
除伐2類	---
歩道整備	■
除外地	■

令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/5,000)

請負箇所：宮城県仙台市青葉区大倉字横川岳国有林

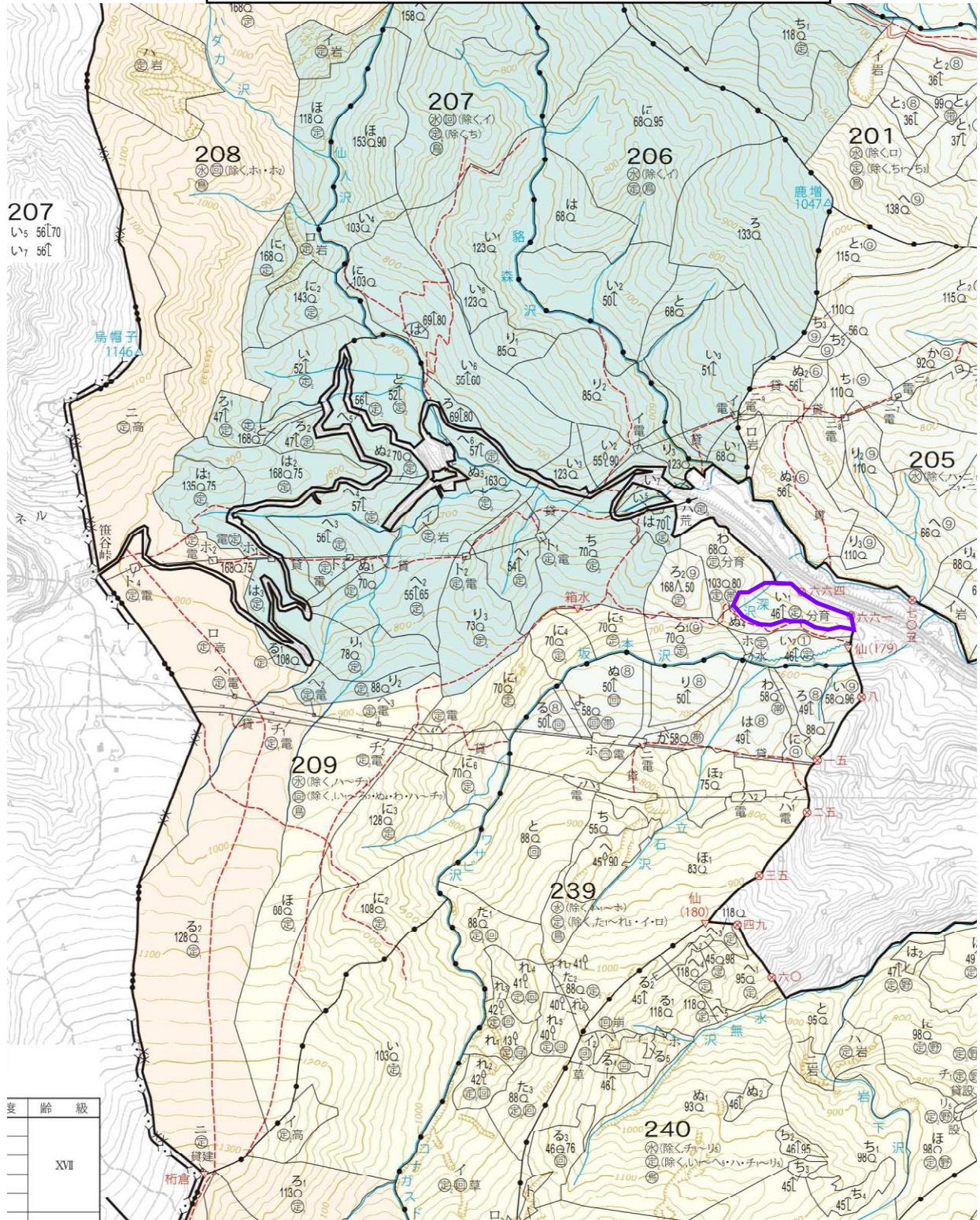


林小班	面積 (ha)
110は1	6.58 (4.86)

凡例	
地拵・植付	<span style="color: red;">■</span>
下刈(全刈)	<span style="color: green;">■</span>
下刈(筋刈)	<span style="color: green;">- - -</span>
除伐	<span style="color: blue;">■</span>
除伐2類	<span style="color: blue;">- - -</span>
歩道整備	<span style="color: yellow;">■</span>
除外地	<span style="color: gray;">■</span>

令和7年度 造林事業請負  
 ( 仙台・作並・根白石・川崎地区 )  
 位置図 ( 1/20,000 )

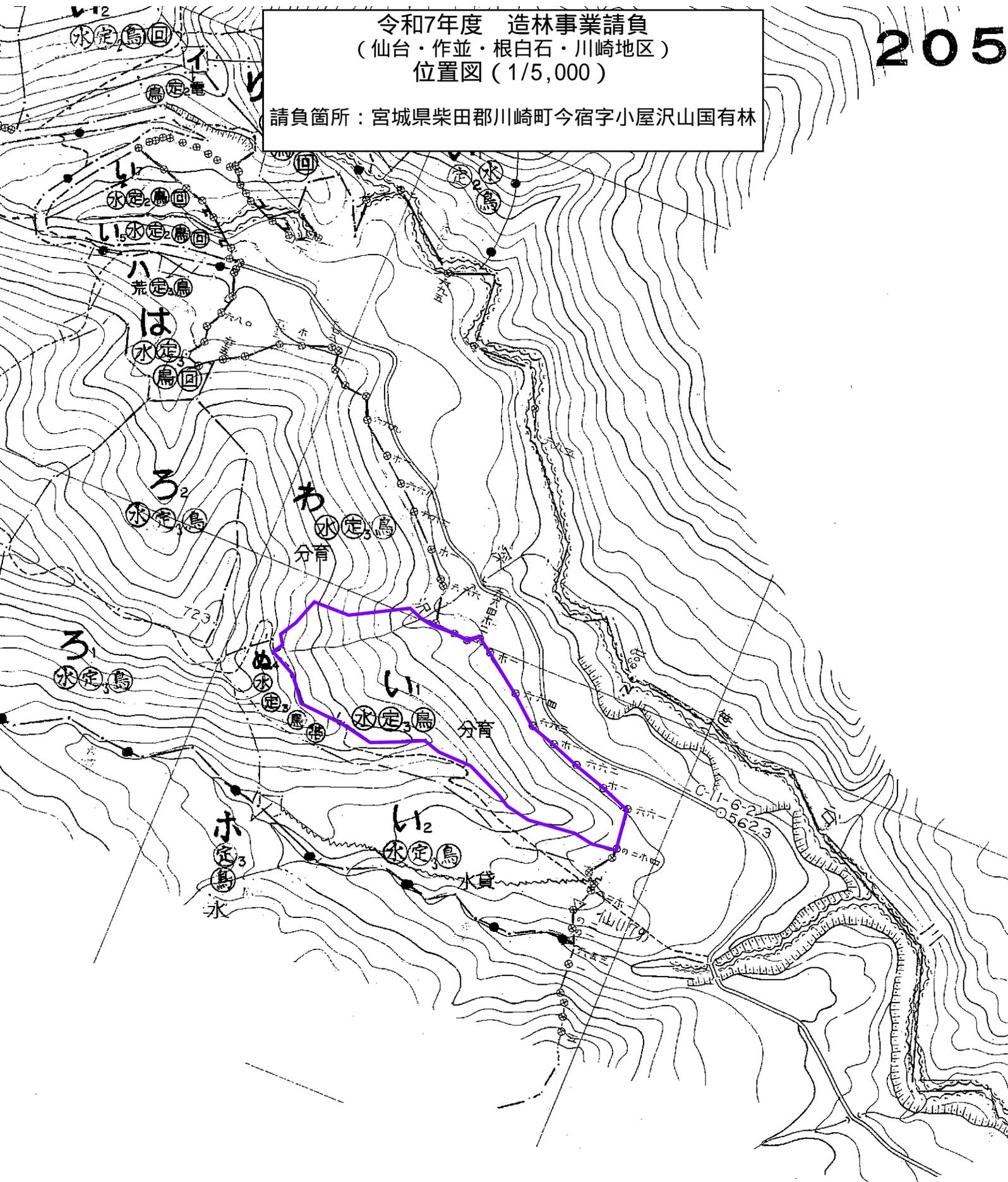
請負箇所：宮城県柴田郡川崎町今宿字小屋沢山国有林



凡例	
保育間伐	<span style="background-color: purple; width: 20px; height: 10px; display: inline-block;"></span>

令和7年度 造林事業請負  
(仙台・作並・根白石・川崎地区)  
位置図 (1/5,000)

請負箇所：宮城県柴田郡川崎町今宿字小屋沢山国有林

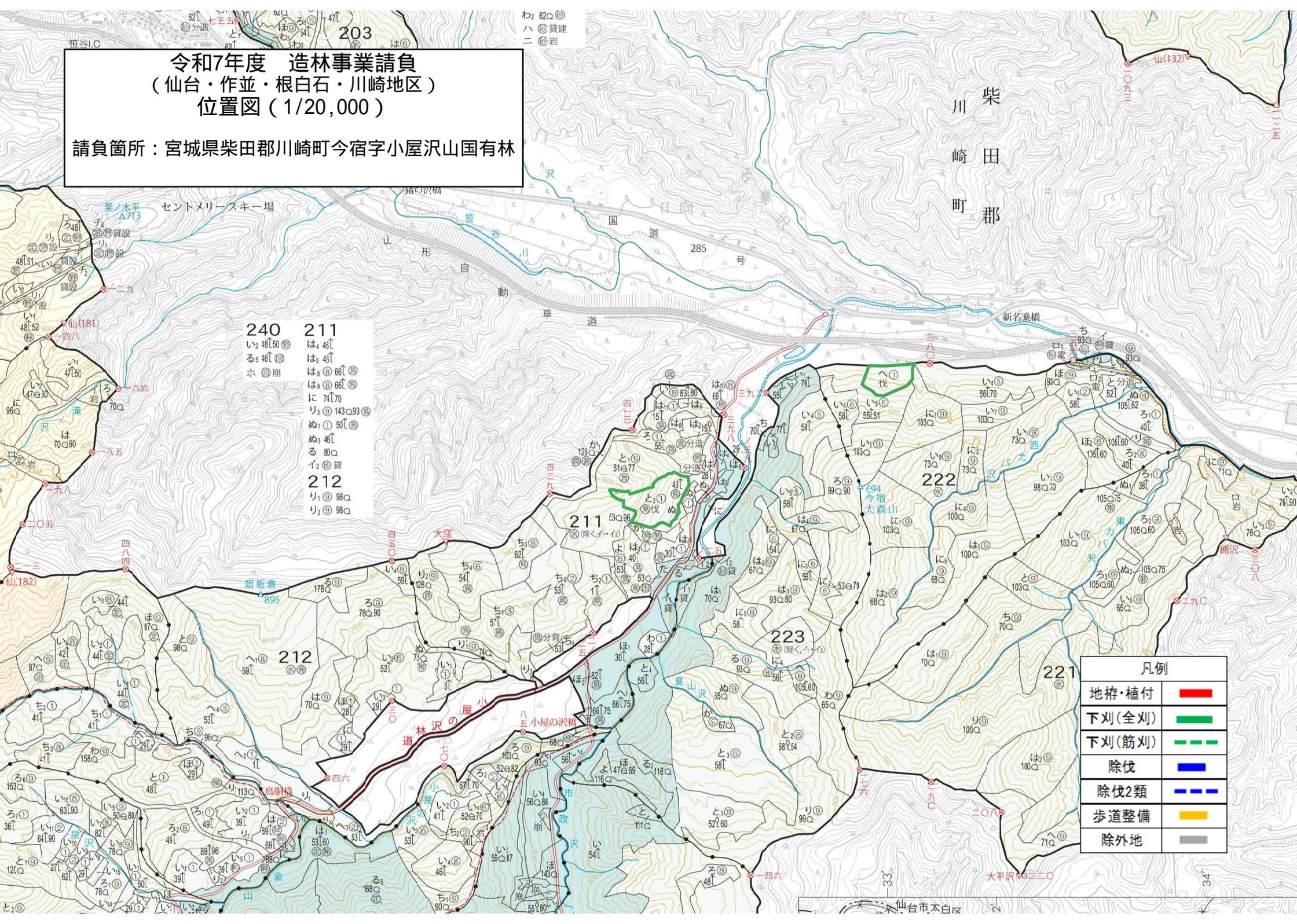


林小班	面積 (ha)
209㌫1	3.83

凡例	
保育間伐	

令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/20,000)

請負箇所：宮城県柴田郡川崎町今宿字小屋沢山国有林



凡例	
地拵・植付	■
下刈(全刈)	■
下刈(筋刈)	■
除伐	■
除伐2類	■
歩道整備	■
除外地	■

柴田郡  
 川崎町

わ 62〇  
 ハ 貸建  
 ニ 岩

203

240

211

い<sub>2</sub> 48[50]  
 る 46[ ]  
 ホ 崩

は<sub>4</sub> 48[ ]  
 は<sub>5</sub> 48[ ]  
 は<sub>8</sub> 66[ ]  
 は<sub>9</sub> 66[ ]  
 に 74[70]  
 り<sub>3</sub> 143〇93  
 む<sub>1</sub> 50[ ]  
 む<sub>3</sub> 46[ ]  
 る 80[ ]  
 い<sub>2</sub> 貸

212

り<sub>1</sub> 98〇  
 り<sub>2</sub> 98〇

り<sub>1</sub> 98〇  
 り<sub>2</sub> 98〇

211

223

222

221

212

33

34

仙台市太白区

大平沢 62〇

山(132)

セントメリーズスキー場

猪の沢橋

国道 285 号

新名栗橋

姐板倉 895

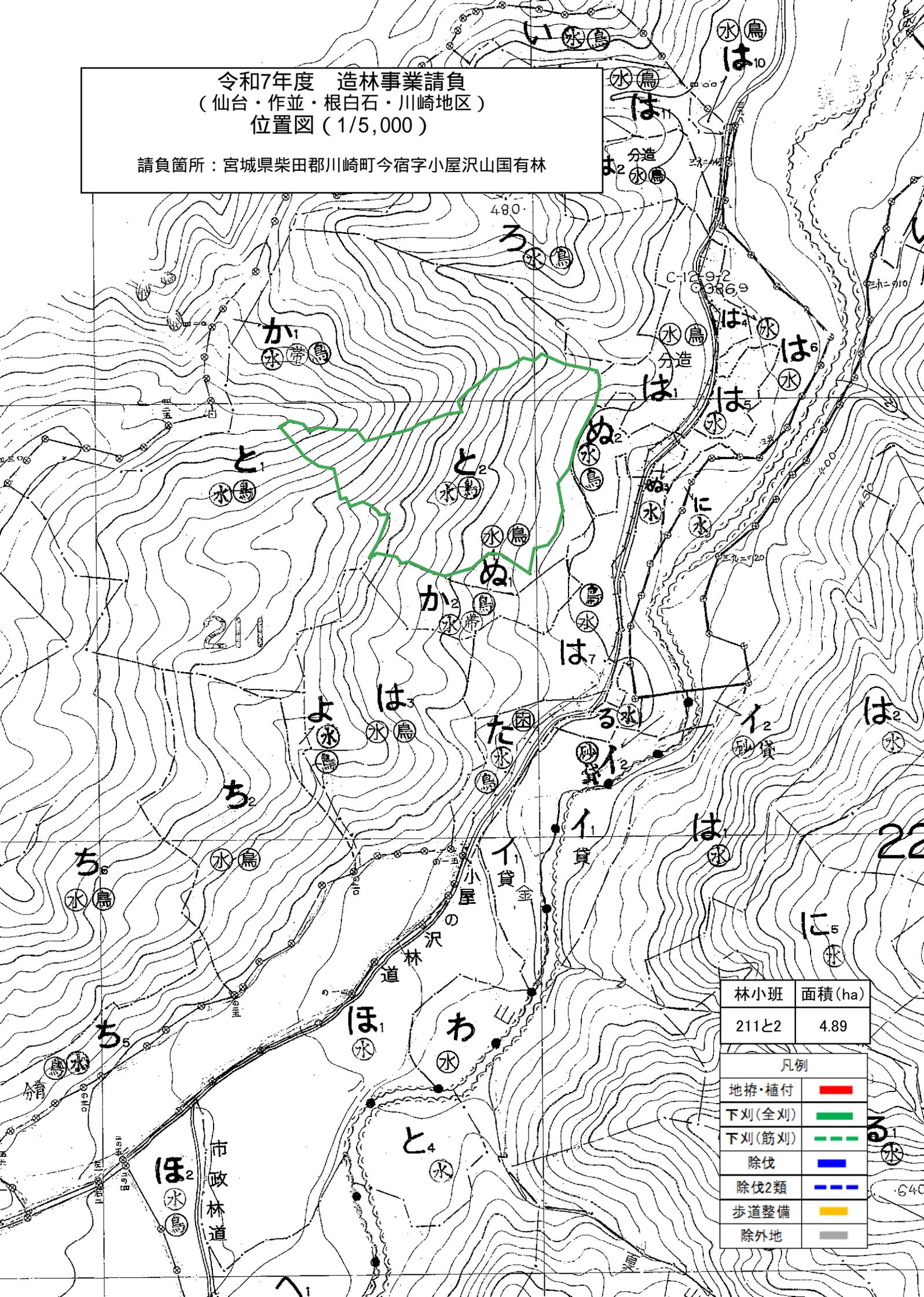
林沢の小屋

八五小屋の沢橋

大平沢 62〇

令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/5,000)

請負箇所：宮城県柴田郡川崎町今宿字小屋沢山国有林

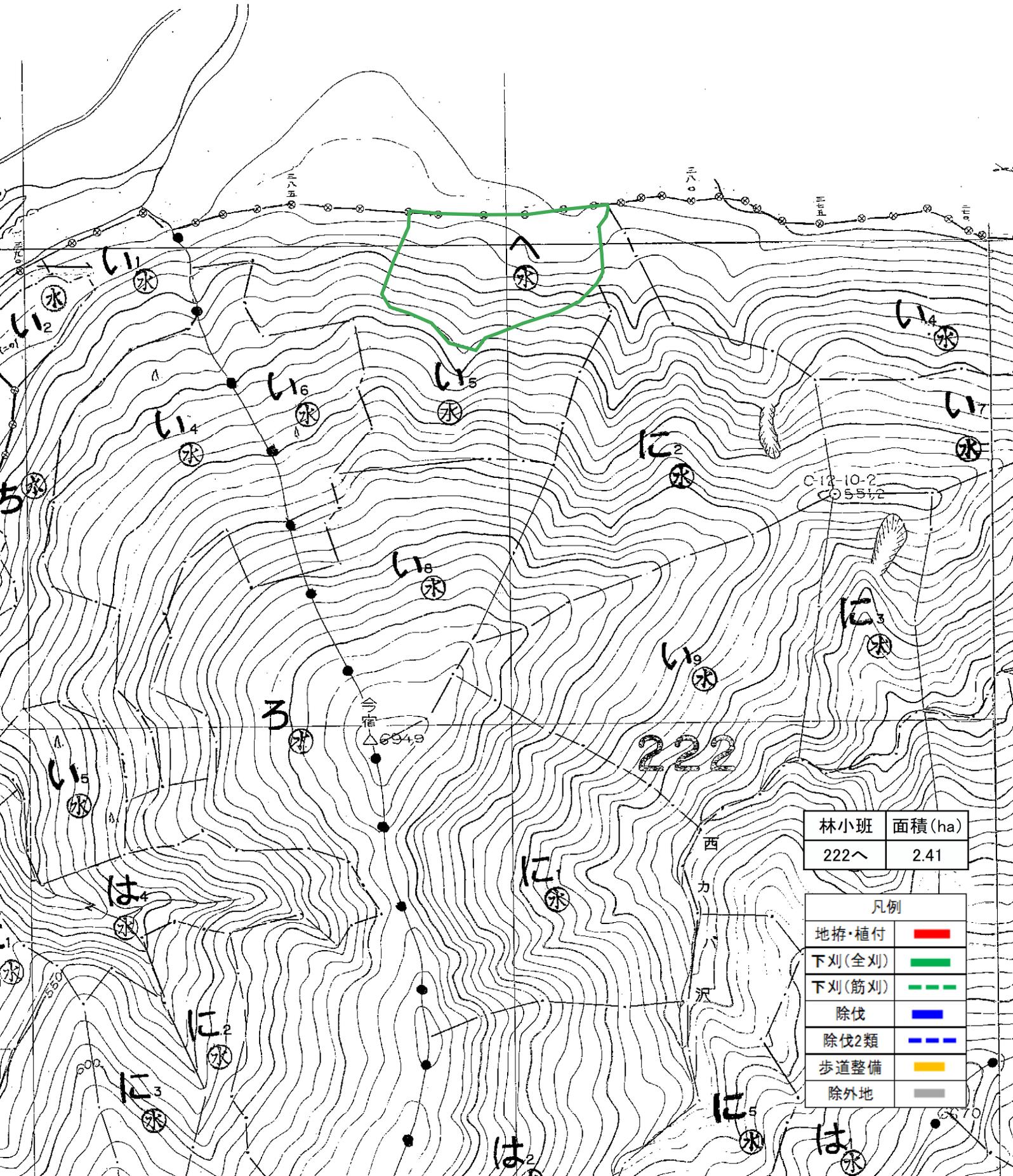


林小班	面積 (ha)
211と2	4.89

凡例	
地拵・植付	<span style="color: red;">■</span>
下刈(全刈)	<span style="color: green;">■</span>
下刈(筋刈)	<span style="color: green;">---</span>
除伐	<span style="color: blue;">■</span>
除伐2類	<span style="color: blue;">---</span>
歩道整備	<span style="color: yellow;">■</span>
除外地	<span style="color: gray;">■</span>

令和7年度 造林事業請負  
 (仙台・作並・根白石・川崎地区)  
 位置図 (1/5,000)

請負箇所：宮城県柴田郡川崎町今宿字小屋沢山国有林



林小班	面積 (ha)
222へ	2.41

凡例	
地拵・植付	<span style="color: red;">■</span>
下刈(全刈)	<span style="color: green;">—</span>
下刈(筋刈)	<span style="color: green;">- - -</span>
除伐	<span style="color: blue;">—</span>
除伐2類	<span style="color: blue;">- - -</span>
歩道整備	<span style="color: yellow;">—</span>
除外地	<span style="color: gray;">—</span>